

(1) メインフレーム方式とサーバ方式

	メリット	デメリット
現行システム (メインフレーム方式)	<ul style="list-style-type: none"> * 汎用の高性能コンピュータであり信頼性・安定性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> * 本体はもとより端末、プリンタ等の周辺機器が高価である。 * 稼働後13年を経過し、法制度改正等に伴うプログラム修正を繰り返しており、プログラムが複雑化し障害が発生しやすく、復旧にも時間を要する。 * 本区の人口規模からして能力超過と考えられる。 * 今後の電子自治体対応が困難であり、かつ、相当の経費を要する。 * 大規模な空調、無停電電源装置等の設備が必要であり、そのための経費を要する。
新システム (サーバ方式)	<ul style="list-style-type: none"> * 処理に応じた能力のサーバを選択できる。 * 金額が端末パソコン、プリンタ等周辺装置も含め安価である。 * 現在の制度に応じたシステムとして構築されるため、今後の拡張性に優れる。 * インターネット技術を活用して構築されるため、電子自治体対応が容易である。 * 全庁LANを回線として活用でき、回線費用が二重投資とならない。 	<ul style="list-style-type: none"> * サーバのコンピュータとしての信頼性の点では、メインフレームよりやや劣る。 * 大量印刷の処理速度において、メインフレーム方式より劣る。

(2) 運用保守の自庁運営と全面アウトソーシング

	メリット	デメリット
自庁運営	<ul style="list-style-type: none"> * 職員が運用保守を行っていることによる安心感がある。 * 事業者との回線や大量出力帳票等の搬送は不要である。 	<ul style="list-style-type: none"> * 職員が運用保守を行うことから、全面アウトソーシングに比べ質的に低い運用保守となる。 * 大規模な空調、無停電電源装置等の設備が必要であり、そのための経費を要する。 * 自家発電装置がなく災害時の不安がある。 * 経費が固定化する。 * 職員の養成に一定の年数と経費を要する。 * 職員の人事異動により、一定期間技術能力の低下が必ず発生する。 * 職員の能力で対応できないことは結局外部委託となる。
全面アウトソーシング	<ul style="list-style-type: none"> * 固定費が変動費に替わることから、明確なコスト管理とコスト上昇の抑制が図れる。 * 外部の専門ノウハウの活用により質の高い運用保守が可能となる。 * 24時間・365日対応が可能で、ノンストップサービスが容易に実現できる。 * 自家発電装置等の安全対策により、災害等に対するセキュリティが向上する。 * 高速プリンタ等機器の共同利用により経費が削減される。 * 運用保守に要する職員を削減できる。 * 職員の養成期間が短縮でき、通常の人事異動が可能となる。 * 障害対応が迅速化される。 * 大規模空調、無停電電源装置等の付帯設備が不要となる。 * 庁舎スペースの有効活用や電力量の削減が図れる。 	<ul style="list-style-type: none"> * 庁舎との間に容量の大きな回線が必要となり、その分の経費が発生する。 * 大量出力帳票等の事業者から庁舎への搬送が必要で、その分の経費が発生する。 * 職員の役割が運用保守の技術的能力の発揮から、事業者管理・業務主管課と事業者の調整能力等の発揮に変化することから、当初は対応の困難さが予想される。

「住民情報システム」の再構築について

はじめに

「住民情報システム」は、住民記録システム（住民基本台帳事務）、印鑑システム、税システム（住民税、軽自動車税）、国民健康保険システム、国民年金システム、福祉システム（高齢者医療、高齢者福祉、障害者福祉事務）及び住民記録関連処理<*1>からなり、区民に関する情報を中央電子計算組織（汎用コンピュータ<*2>）により処理する本区の基幹システムであり、昭和63年2月に稼働を開始し今日に至っている。

本区では、この間、区民サービスの向上と事務の効率化を目的として、数多くの事務についてコンピュータによる処理を推進してきたが、近年のインターネットの爆発的な普及に代表される情報通信技術（IT:Information Technology）の飛躍的発達により、情報システムは、単なる大量事務処理ツール（手段）から、ネットワークを介して人や組織を相互に関連・結合させる新たなツールへと、大きく変貌を遂げつつある。

政府は、「e-Japan戦略」（2001年1月IT戦略本部決定）において、最新の情報通信技術を積極的に取り入れ、2003年度までにネットワークを介した電子情報を紙情報と同等に扱う「電子政府」を実現するとし、地方自治体に対しても同様な「電子自治体」の構築を要請している。

1. 再構築の必要性

(1) 現行システムの問題点

① 汎用コンピュータ処理への疑問

「住民情報システム」は、導入以来2度のリプレース（機器更改）を経て、汎用コンピュータにより処理を継続している。ところで、この間のコンピュータの性能の向上には著しいものがあり、現在では、より小型で安価なコンピュータにより大規模な事務処理が行われるようになってきている。

本区の人口は約4万人であり、汎用コンピュータは高い信頼性を有するものの、「住民情報システム」のホストコンピュータとしては、オーバースペックではないかと考えられる。<*3>

② アプリケーション<*4>の複雑化と障害の発生

現行のアプリケーションは、10年以上にわたり法・制度改正への対応や事務改善のための修正を繰り返してきていることから、プログラム<*5>相互の関連が相当に複雑になっている。この結果、プログラム修正に起因する障害が発生しやすい状態となっており、主管課からの修正要望への対応が次第に困難になりつつある。さらに、改造設計書等のドキュメント類<*6>の不備もあいまって、障害発生時には原因の究明に時間を要し、迅速な復旧が不可能になってきている。

③ 高額な管理運営経費

本区の情報化経費は、区民一人当たりで見ると23特別区トップであり、他区に比較して突出している<*7>。このことは、本区の人口規模が大きく影響していると考えられるが、「住民情報システム」の管理運営経費は経常ベースで年間1億7,000万円弱であり、このうち汎用コンピュータ等のハード・ソフトの賃借料（保守料込）だけでも、1億2,500万円に達している。

④ システムセキュリティの不安

汎用コンピュータを運転するために、大規模なCVC F<*8>とそれ自体を冷却する空調設備、マシン室を一定温度（19℃）に保つための空調設備などが設置されている。これら設備は、CVC Fの蓄電池を除き、当初稼働当時から使い続けており更新が必要な時期となっているが、マシン室空調設備の室内機については、汎用コンピュータ等を設置したままでの交換は難しいと考えられる。

また、空調設備からの漏水事故も発生しており（漏水警報機によって大事には至っていない）、庁舎の老朽化により雨天時の外部壁の亀裂からの漏水も見られる。

なお、CVC Fは停電発生時にコンピュータを正常にシャットダウンさせるのに必要な時間だけ電源が供給されるものであり、停電時にもコンピュータを運転するための自家発電設備は未設置である（特別区では9区が設置）。

⑤狭小なマシン室

本区のマシン室は、23区中群を抜いて狭小であり（85㎡）、現在マシン室には、汎用コンピュータ及びその周辺装置一式に加え、全庁LANの心臓部であるスイッチ及び各種サーバが設置されている。今後さらに、平成14年8月から稼働する住民基本台帳ネットワーク関連の通信機器及びCS（コミュニケーションサーバ）や総合行政ネットワーク関連機器の設置が予定されているが、マシン室が狭小のため設置が困難な状況にある。

また、高速プリンタがマシン室内に設置されているため、帳票打ち出しの際に主管課職員もマシン室内に立ち入ることになり、セキュリティ上の問題がある。

⑥ネットワーク社会への対応の困難さ

インターネットを中心とするネットワーク社会の進展に伴い、より質の高い区民サービスを提供する電子申請、電子決済等もこの5年の内には導入されることが予想される。「住民情報システム」においても、これらに適切に対応する必要があるが、現行のシステムで対応するためにはアプリケーションの大改造とともに、ハード面でも機器の大幅な追加が必要になる。

さらに、区民サービスの向上のため、インターネット等を通じた休日・夜間等におけるサービスの提供（ノンストップサービス）にも対応する必要があるが、現状のシステムや運用体制のままでは対応が困難である。

(2) 現行システムの課題

これらの問題点を整理すると、解決しなければならない現行システムが抱える課題は、以下の4点である。

- ①長年にわたるシステム改造により保守が困難となり、結果としてシステムの質的低下が顕在化し、業務処理上のリスクが増大している。
- ②汎用コンピュータによるシステムであることから、システムそのものの運営管理コストが高額となっており、また、マシン室、CVC F、空調等の周辺設備を維持しなければならない。
- ③これからのネットワーク時代に対応することが難しく、対応には相当の投資を要する。また、ノンストップサービスの実現も困難である。
- ④停電時、災害時等のシステムセキュリティ上の問題がある。

(3) 再構築の必要性

これら課題は、「住民情報システム」のハードウェア、周辺設備、ソフトウェア及び運用管理体制などシステム全般に関連しており、部分的な改良では対処し難いことから、その解決にはシステム全体を再構築することが必要である。なお、平成14年8月より住民基本台帳ネットワークが導入され

ることから、これを契機に再構築を行うことが効率的である。

2. 再構築の目的

システムの再構築は、現行システムの課題を解決するだけでなく、ネットワーク時代にふさわしい区民サービスを実現することを目的として行う。

①より良い区民サービスの提供

住民情報の一元管理により、窓口等の統合化（ワンストップサービス）を可能にし、迅速かつ質の高い、きめ細やかな区民サービスを提供しうるシステムを構築する。

②電子行政サービスに向けた基盤の整備

「電子認証」や「電子申請・届出」等に対応できるシステムを構築・運用し、ノンストップサービスの基盤を整備する。

③システムセキュリティの向上

個人データの保護を図りつつ、停電時や災害時の稼働を可能にするシステムセキュリティを確保する。

④トータルコストの削減

上記①～③を実現しつつ、システムの管理運営コストを削減する。

3. 再構築の方策

再構築の目的を実現するため、再構築に当たっては以下の方策を採用する。

①情報機器の更新

汎用コンピュータ処理を廃止し、信頼性を確保しつつメインコンピュータをはじめとする情報機器のダウンサイジング<*9>を行う。

②アプリケーションの更新

制度改正等によるシステム変更を容易とするため、情報の一元化を実現しつつ標準化されたアプリケーションに更新する。さらに、住民基本台帳ネットワークをはじめ、自動交付機やインターネットによる申請・届出等、電子行政サービスに対応できるようインターネット技術ベースのシステムを採用する。また、現在スタンドアロンで稼働している外国人登録システムを統合する。

③全面アウトソーシング<*10>の導入

現行の委託業務範囲を拡大して、委託先事業所にメインコンピュータを設置（又は委託先のコンピュータを利用）し、運用・保守業務全体を委託する。民間の先進的な施設及びノウハウを活用することにより、運用・保守業務の高度化を図りつつ庁舎内設備を不要とする。

④セキュリティの確保

全面アウトソーシングに当たっては、委託先事業所に設置されたコンピュータを使用することから、個人データの保護、災害時の安全対策等、セキュリティ面に信頼のおける安全かつ機密性の高い事業所を委託先とする（経済産業省：情報処理サービス業情報システム安全対策実施事業所認定などの公的資格の取得を委託の条件とする）。

脚注

<*1>住民記録関連処理：住民基本台帳データを利用した選挙人名簿、学齢簿等の処理

<*2>汎用コンピュータ：事務処理から科学技術計算まで幅広い用途に用いることができる高度な処理能力を有するコンピュータ。オンラインシステム等のホストコンピュータとして用いられている。メインフレームとも呼ばれる。

<*3>オーバースペック：ハードウェアの性能や精度が高すぎることを。スペックとは、仕様specificationの意。

<*4>アプリケーション：アプリケーションソフトウェア（応用ソフトウェア）。特定の利用目的を持って作られたソフトウェア、業務処理等に使用するプログラムを言う。

<*5>プログラム：コンピュータに処理を指示するため、プログラム言語を用いて処理の手順を示したものの。住民情報システムでは、およそ5,000本を利用している。

<*6>ドキュメント類：コンピュータシステムの設計、改造、運用等に伴い作成されるすべての文書をいう。

<*7>他区に比較して突出：別紙参照

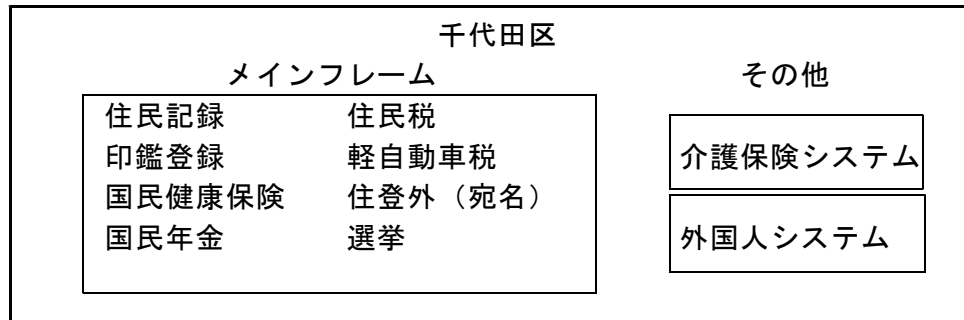
<*8>CVCF：USP、無停電電源装置ともいう。商用電源の瞬断、電圧低下、停電等が発生した場合に、蓄電池により安定した電気をコンピュータに供給する装置。ただし、停電発生時には、コンピュータを正常にシャットダウンさせるに必要な時間だけしか供給できない。

<*9>ダウンサイジング：コンピュータシステムの小型化。汎用コンピュータによる中央処理型からワークステーションやパソコンでの分散処理に移行するなどして、情報処理のコストを削減しようとする事。

<*10>アウトソーシング：情報システムの開発・保守・運用を一括して外部の専門業者委託すること。専門業者の高度な技術力等を活用するとともに、固定経費を変動経費化し、コストの削減を図ることも目的とする。

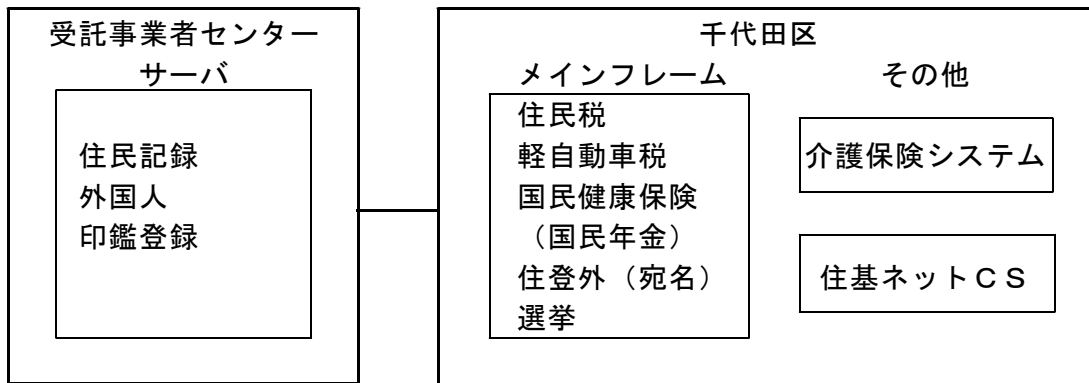
住民情報システム再構築の全体構想

<現 行>



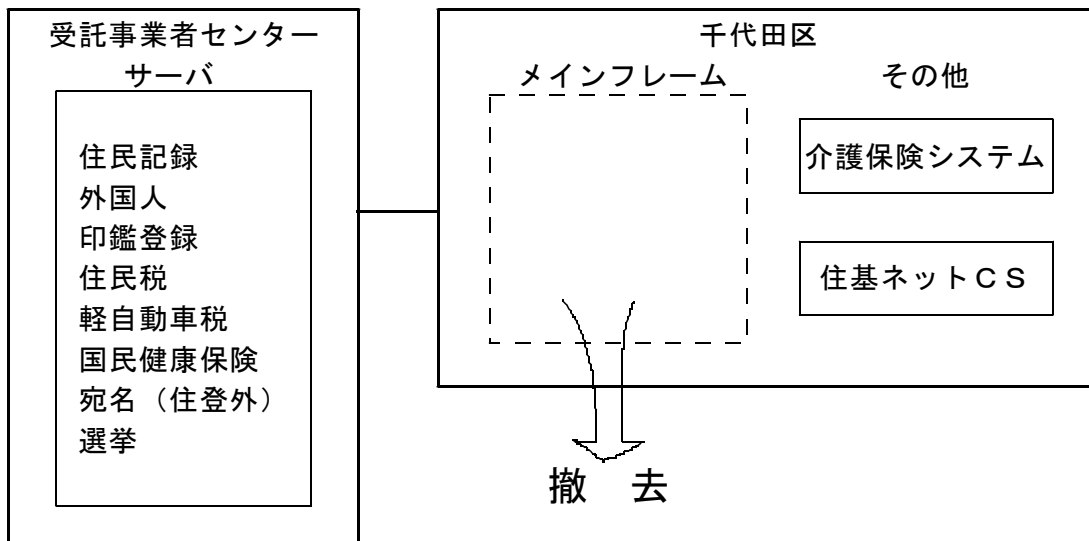
<第1段階（平成14年7月～）>

◆住民記録システム（住基ネットワーク対応）等の受託事業者センターでの運用



<第2段階（平成15年5月～）>

◆全住民情報システムの受託事業者センターでの運用



住民情報システムの再構築スケジュール

	平成13年度				平成14年度				平成15年度			
	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV
	4/5/6	7/8/9	10/11/12	1/2/3	4/5/6	7/8/9	10/11/12	1/2/3	4/5/6	7/8/9	10/11/12	1/2/3
住基ネットワーク	開発・検証 接続テスト				一次稼働【基本4情報送信】(H14/8/1)				本稼働【広域交付/付記転出】(H15/8/1)			
住民記録 印鑑 外国人登録	開発・検証・データ移行作業・研修				本稼働(H14年7月)							
税					開発・検証・データ移行作業・研修				一部稼働(H15年1月) 本稼働(H15年5月)			
国民健康保険					開発・検証・データ移行作業・研修				一部稼働(H15年3月) 本稼働(H15年5月)			

既存システム	戸籍住民課・各出張所端末撤去				ACOS・庁内端末撤去			
外国人システム	現行システム終了				リースアップ・リース延長(H15年3月～)			
介護保険システム					新システムとのデータ連携開始			

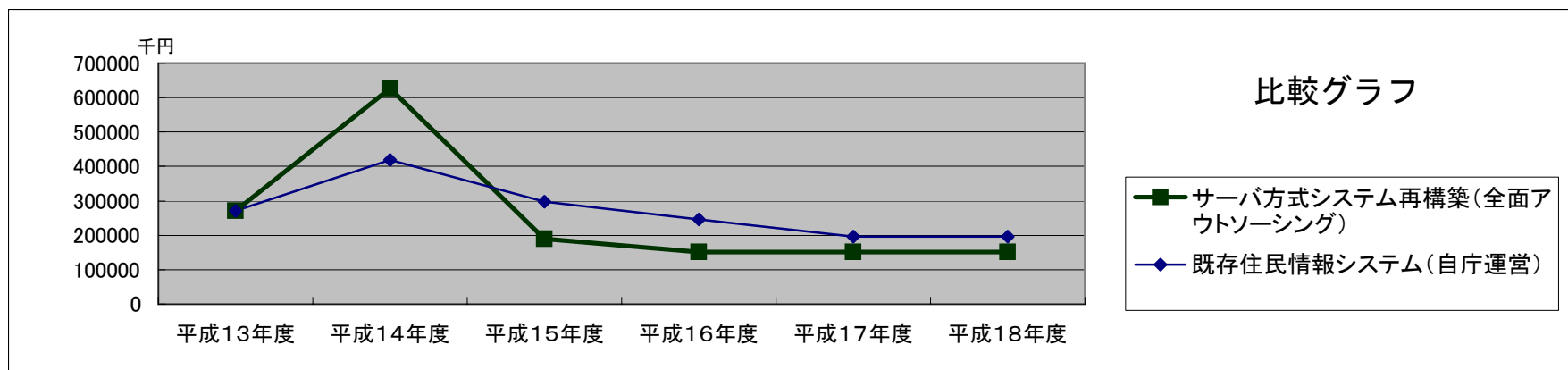
住民情報システムの再構築に関わる経費

1. サーバ方式によるシステム再構築（全面アウトソーシング）

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	計	備 考
現行システム経費	133,000	126,000	18,000				277,000	撤去費含む
SE常駐経費	33,400	33,400					66,800	
新システム開発・保守費	45,000	330,000	7,500	7,500	7,500	7,500	405,000	導入、ホスト連携経費含む
新システム機器費	1,600	19,000	14,500	14,500	14,500	14,500	78,600	住基ネット、調整費含む
アウトソーシング費		60,000	114,000	102,000	102,000	102,000	480,000	
人件費	54,000	54,000	36,000	27,000	27,000	27,000	225,000	3人減
動力費	3,600	3,600					7,200	
外国人登録システム	700	700					1,400	
計	271,300	626,700	190,000	151,000	151,000	151,000	1,541,000	

2. 既存住民情報システム（自庁運営）

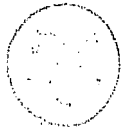
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	計	備 考
システム運営経費	133,000	130,000	95,000	95,000	95,000	95,000	643,000	賃借料、保守料等
SE常駐経費	33,400	33,400	33,400	33,400	33,400	33,400	200,400	3人
住基ネット対応	46,600	28,000	10,700	9,600	9,600	9,600	114,100	システム改造、賃借料等
リプレース		120,000					120,000	機器リプレース関連経費
大規模改造		50,000	100,000	50,000			200,000	国保保険証、電子自治体対応
人件費	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000	324,000	
動力費	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	21,600	
外国人登録システム	700	700	700	700	700	700	4,200	
計	271,300	419,700	297,400	246,300	196,300	196,300	1,627,300	



23区電算主管課予算一覧(平成12年度)

	区	人口	電算課予算額	区民1人あたり 電算課予算額
1	千代田	39,333	¥402,928,000	¥10,244
2	中央	77,132	¥571,971,000	¥7,415
3	港	154,578	¥1,325,781,000	¥8,577
4	新宿	262,641	¥653,577,000	¥2,488
5	文京	168,866	¥526,529,000	¥3,118
6	台東	152,226	¥465,689,000	¥3,059
7	墨田	216,045	¥755,130,000	¥3,495
8	江東	370,444	¥484,302,000	¥1,307
9	品川	317,377	¥600,931,000	¥1,893
10	目黒	239,567	¥806,287,000	¥3,366
11	大田	638,632	¥1,200,984,000	¥1,881
12	世田谷	778,913	¥2,956,837,000	¥3,796
13	渋谷	189,162	¥1,209,835,000	¥6,396
14	中野	304,138	¥654,651,000	¥2,152
15	杉並	502,801	¥1,254,350,000	¥2,495
16	豊島	234,492	¥824,549,000	¥3,516
17	北	318,225	¥674,149,000	¥2,118
18	荒川	170,537	¥448,681,000	¥2,631
19	板橋	496,761	¥908,778,000	¥1,829
20	練馬	656,990	¥1,461,595,000	¥2,225
21	足立	618,280	¥1,734,048,000	¥2,805
22	葛飾	420,897	¥730,464,000	¥1,735
23	江戸川	611,977	¥582,271,000	¥951

平成12年度23区電算課長会資料より



答 申 第 26 号

平成13年11月27日

千 代 田 区 長 殿

千代田区個人情報保護審議会

住民情報システムの運用管理委託について(答申)

平成13年10月4日付諮問第26号「住民情報システムの運用管理委託について」は、後記条件をすべて満たすことが絶対不可欠な条件であるとしたうえで承認する。なお、この「住民情報システムの運用管理委託」については、後記反対意見記載のとおり区民の個人情報に関する極めて重大な問題が含まれており、当審議会としては、上記承認を多数決で可決するにあたり、後記条件をすべて満たすことが絶対不可欠なものであるとの認識で全員の一致をみている。また、この問題について事後的と言えども区民への周知徹底を図るとともに、区民の了承を取り付ける必要があることを真摯に認識していることを付言する。

- [条 件]① 別添「住民情報システムの運用管理委託に伴う契約等による個人情報保護対策(全体像)」記載の保護対策を遺漏なく取ること。
- ② 「住民情報システムの運用管理委託」に関する契約については、別添「契約における個人情報保護規定」を遺漏なく盛り込むこと。

- [反対意見]① 個人のプライバシー権は、憲法第13条の幸福追求権の一つとして基本的人権の内容をなしているものであるが、自己情報コントロール権(自己情報をコントロールする権利)はこのプライバシー権



の現代的展開として認められているものである。

基本的人権であるプライバシー権が、行政効率を理由に若しくは多数決によって奪うことの許されないものであることは言を俟たない。

このプライバシー権、自己情報コントロール権は、地方自治体が主権者たる住民の個人情報収集利用管理する場面において、住民から当該地方自治体に対する合憲適法妥当な個人情報の収集利用管理の要求権として位置づけられる。

「住民情報システムの運用管理委託」は、地方自治体の個人情報の管理の一形態をなすものではあるが、個人情報保護とセキュリティ確保にとって大きな脅威であり、このことはセキュリティ統制理論からも幾多の侵害事例の分析からも明らかにされている。このため、たとえ一部分の委託であっても十分なチェックを欠かすことのできないところであるが、今回千代田区が諮問をした「住民情報システムの運用管理委託」は、住民の個人情報の基幹システムに関しハード・ソフト・データの全てについて包括的に外部委託しようとするものである。

このような全面的包括的な外部電算委託は、住民において地方自治体に対し行使することのできる自己情報コントロール権が外部委託先企業に対し及ぼし得ないことに鑑みると、住民のプライバシー権に対する重大な脅威であるとともに、民主制の統治原理に悖るのではないかという根源的重大問題を提起するものである。すなわち、主権者である住民は、自らのプライバシー権、自己情報コントロール権を護るため個人情報の収集利用管理をする地方自治体に対し民主的コントロールの手段（情報公開条例に基づく公開請求権、違法を発見した場合の民衆訴訟等）を有しているが、外部委託先企業な

いしその従業員に対しては外部委託された個人情報に関する民主的コントロールの手段を失うことになる。

これらの問題を見据えると、このような全面的委託を認めることが許されるためには、原則として外部委託先の企業及びその従業員が地方自治体の公務員と同等の義務を直接住民に対しても負う必要がある。この条件を満たさないとすると、その委託が許されるためには、その委託について、緊急かつ代替的な手段・方法のない場合であって、緊急避難的・暫定的であることが必要である。

- ② 今回の諮問にあたり、千代田区が「住民情報システムの運用管理委託」の必要性の根拠として挙げるものは、i 設備環境の老朽化不十分等による安全性の低下、ii 自家発電装置がないため停電の影響リスクがある、iii 保守運用のための専門的要員確保の困難性、iv 運用コスト、v 24時間サービスの展望等である。

しかし、「汎用機による自区内処理方式」を「サーバー機による自区内処理方式」に変更することで、必要な設備環境の負担を軽易化すること、要員の専門性を相対的に軽減すること、運用コストが軽減化することが認められ、このような形での対処方法が十分可能である。また、停電については千代田区に電算処理が導入されて以来の13年間その影響を受けたことがなく、都心地区での停電によるリスクは極めて低いと認められる。

他方、委託先企業の固有の問題（例えばストライキ等）でのサービス停止のリスク、長期的にみて外部委託によりコストの軽減化が図れるかについて経験的にも明らかになっていないこと、区民の24時間サービスに対するニーズの存在が不明であることを考慮する必要がある。

以上のことを総合すると、「サーバー機による自区内処理方式」

によって相当程度のメリットが見込まれ、かつ、この方式によれば、プライバシー権、個人情報コントロール権に関する前述の問題を払拭することが可能である。

このような基本的人権にかかわる重大な問題を解決するについて、代替案として「サーバー機による自区内処理方式」についての十分な検討は必要不可欠であり、事実審議の中でこのような形でのリニューアルが可能であることは明らかになっている。

- ③ 個人情報の外部委託は、本来個人の基本的人権に係わる事項であり、当審議会に諮問するだけで済ませられる性質のものではない。千代田区民の民意を問う民主政の過程を踏むべき重要な問題であるから、区民に対し区の方針を十分に周知徹底させたいうえで、区議会で審議されるべきものである。

行政の手法としても、情報公開の時代の中で、区民の合意と参加を無視して、当審議会限りでこの重要問題を推進することは著しく稚拙と言わざるを得ない。

- ④ 今回の諮問は白紙に戻し、事前の民主的な手続を踏み、区民・区議会の合意形成を得たいうえで、改めて推進することが区政運営上も得策と考える。

何故ならば、個人情報を外部委託した場合、情報が漏れることは不可避であり、仮に上記手続を踏まないままに個人情報の外部委託が実施されたとするならば、区長及び区政への信頼の失墜が必定だからである。

住民情報システムの運用管理委託に伴う契約等による個人情報保護対策(全体像)

事 項	公務員の場合	公務員による処理に近づけるために		
		条例・規則により	契約等により	その他
1 法令等の遵守	・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 (地公法32条)		・受託者の法令等の遵守義務	・事業者の就業規則
2 業務処理確保義務			・業務の誠実・遅滞なき処理義務	
3 個人情報保護のための措置		・個人情報保護のために必要な措置を講じる義務 (個人情報保護条例13条)	・個人情報保護のために必要な措置を講じる義務の明示	
4 個人情報保護に関する区の施策への協力義務		(区内の事業者に関し) ・区の施策への協力義務 (個人情報保護条例4条)	・個人情報の保護に関する区の施策への協力義務を明示	
5 個人情報の保護に関する規定の提出義務			・個人情報の保護に関する規定等の提出義務	
6 誓約書の提出	・サービスの宣誓 (地公法31条)		・個人情報の保護等に関する誓約書の提出	
7 作業場所等の制限			・作業場所の限定	
8 公的資格の取得			・プライバシーマーク、特定システムオペレーションと企業認定等の取得義務とその基準の遵守	
9 秘密保持義務	・秘密を守る義務 (地公法34条)	・個人情報の守秘義務 ・不当目的利用の禁止 (個人情報保護条例13条) ・秘密保持に条件を付すべき(施行規則6条) ・目的が利用の禁止等に条件を付すべき (施行規則6条) ・第三者への提供の禁止等に条件を付すべき (施行規則6条)	・個人情報の漏洩禁止 ・目的外利用の禁止	・事業者の就業規則
10 再委託		・再委託禁止等に条件を付すべき (施行規則6条)	・再委託の禁止	
11 複写等の禁止		・複写・複製の禁止等に条件を付すべき (施行規則6条)	・データ等の複写の禁止	
12 業務従事者の通知等			・業務従事者名簿の提出 ・従事者の誓約書の提出	
13 業務従事者の確認			・社名入りネームプレートの着用	
14 業務従事者に対する教育			・定期的な教育の実施 ・教育に関する区の指導を受入れる義務	
15 ネットワーク接続の禁止			・区以外のネットワークとの接続禁止 ・サーバーラックの施錠	
16 処理計画書の作成			・処理計画書の作成	
17 処理状況の報告			・処理状況の詳細な報告書の提出義務	
18 常時運用体制の確保	・争議行為等の禁止 (地公法37条)		・不測の事態に備えた運用体制の整備義務	

事 項	公務員の場合	公務員による処理に近づけるために		
		条例・規則により	契約等により	その他
19 作業時の相互監視体制			・2人以上での作業による監視体制の確立義務	
20 処理記録			・処理記録義務	
21 記憶媒体の管理			・記号番号による管理	
22 入退室管理			・物品の持込み・持ち出しの管理の徹底	
23 紙媒体の複写防止			・紙媒体処理作業所への複写機設置の禁止	
24 搬送時の措置		・個人情報の授受等に条件を付すべき (施行規則6条)	・専用車両の使用	
25 媒体の廃棄		・個人情報の廃棄等に条件を付すべき (施行規則6条)	・電磁媒体のデータ消去後の破碎処理、紙媒体のシュレッダー後の焼却処理 ・処理の報告	
26 報告義務		・事故発生時の報告義務に条件を付すべき (施行規則6条)	・個人情報の保護に関する取り組み状況の報告 ・事故発生時の報告	
27 調査等への協力		・立入り検査・調査に応ずる義務に条件を付すべき (施行規則6条)	・区が行なう立入り調査への協力 ・システム監査への協力	
28 情報公開			・情報公開への協力義務	
29 是正措置			・区が指摘した不備がある場合の是正措置義務 ・是正措置が履行されるまでの間の監視	
30 違反行為への対応		・公表措置に関し条件を付すべき (施行規則6条)	・データ及びサーバ等を含むシステムの引き渡し義務 ・引き渡しまでの間の区職員等による作業の認容 ・引き渡しまでの間の運用の継続義務 ・違反事実の公表	
31 損害賠償		・損害賠償義務に関し条件を付すべき (施行規則6条)	・個人情報の保護義務違反により生じた損害の賠償義務 ・業務処理確保義務違反により生じた損害の賠償義務	
32 罰則 (守秘義務違反に対する罰則))	・守秘義務違反に対する罰則(1年以下の懲役・3万円以下の罰金) (地公法60条)	・個人情報漏洩の場合の罰則(1年以下の懲役・3万円以下の罰金) ・両罰規定 (個人情報保護条例39条)	・罰則規定の明示	
33 信用失墜行為の禁止	(地公法60条)			・事業者の就業規則
34 契約終了時の個人情報の取扱い			・記録媒体等の返還などの措置義務	
35 職務に専念する義務	(地公法35条)			・事業者の就業規則
36 政治的行為の制限	(地公法36条)			
37 争議行為等の禁止	(地公法37条)		・業務処理確保義務	
38 争議行為等の共謀・そそのかし等に対する罰則	(地公法61条)		・業務処理確保義務違反に対する損害賠償	

契約における個人情報保護規定

1. 遵守事項

- (1) 受託者は、法令、並びに本区の条例、規則及び規程を遵守し、委託業務を処理しなければならない。
- (2) 受託者は、本区の指示に従い、委託業務を誠実に、かつ、常に滞りなく処理しなければならない。
- (3) 受託者は、委託業務の処理に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るための必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する本区の施策に協力しなければならない。
- (4) 受託者は、契約締結に際して、受託者の個人情報の保護に関する取り組みを明らかにするため、個人情報保護に関する規定等を提出しなければならない。委託契約期間中、当該規定等を変更した場合も同様とする。
- (5) 受託者は、契約締結に際して、法令等の遵守、個人情報の保護等に関する誓約書を提出しなければならない。委託契約期間中、契約者に変更があった場合も同様とする。
- (6) 受託者は、本区において受託業務の処理に必要な作業を行う場合には、本区が立ち入りを認めた場所以外に立ち入ってはならず、また、本区が使用を許可した以外の機器及び記録媒体に触れてはならない。
- (7) 受託者は、情報処理サービス業情報システム安全対策事業所認定及び特定システムオペレーション企業認定（経済産業省）並びにプライバシーマーク認証（財団法人日本情報処理開発協会）を取得し、当該認定基準を遵守しなければならない。

2. 個人情報等の保護

(1) 秘密保持の義務

受託者及び受託業務に従事する者は、業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報等を、第三者に漏らすこと及び委託業務の目的以外に使用することをしてはならない。委託業務完了後においても同様とする。

(2) 再委託の禁止

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

(3) 複写等の禁止

受託者は、本区が貸与したデータ等（媒体は問わない）の全部又は一部を許可なく複写・複製してはならない。本区の許可を得て複写・複製したときは、作業終了後直ちにこれを破棄するとともに、本区に対しその旨を報告しなければならない。

(4) 業務従事者の通知等

受託者は、委託業務の着手に際して業務従事者の名簿を提出しなければならない。また、業務従事者は、法令等の遵守、個人情報保護等に関する誓約書を提出しなければならない。業務従事者に変更があった場合も同様とする。

(5) 業務従事者の確認

業務従事者は、本区において業務を処理する場合には、社名入りのネームプレートを着用しなければならない。

(6) 業務従事者に対する教育

受託者は、業務従事者に対して、個人情報保護の意識を向上させるための教育を、定期的実施しなければならない。この場合において、受託者は、教育計画の立案その他当該教育に関する事項について、本区の指導を受け入れなければならない。

(7) 受託者の業務処理施設における措置

①受託者は、本区の業務を処理するコンピュータを、本区以外のネットワークと接続してはならない。また、コンピュータを格納するラックは、施錠しなければならない。

②受託者は、本件業務処理に当たっては、本区と協議の上作成する処理計画書に基づいて処理を行い、処理状況の詳細な報告書を、毎月本区に提出しなければならない。

③受託者は、本件システムを常に滞りなく運用できるよう、不測の事態に備えた運用体制を整備しなければならない。

④受託者は、本件システムの運用保守作業に当たっては、必ず2人以上で作業に従事させ、相互の監視体制を確立させなければならない。

⑤受託者は、本件システムの運用保守作業に当たっては、誰がいつどのような処理を行ったかを記録しなければならない。

⑥受託者は、記号番号により磁気テープ等の記憶媒体を管理し、その内容を当該記憶媒体に表示してはならない。

⑦受託者は、受託者の業務処理施設及びマシン室における社員等の入退に関し、

物品の持ち込み・持ち出しの管理を徹底し、記憶媒体などによる個人データの流出を防止しなければならない。

⑧受託者は、本件システムにより印刷した紙媒体の複写を防止するため、当該紙媒体を処理する作業場所に複写機器を設置してはならない。

⑨受託者は、個人情報記録又は記載された媒体の搬送に当たっては、搬送時の紛失・盗難等の事故を防止するため、専用の車両を使用するなどの措置を講じなければならない。

⑩受託者は、個人情報記録又は記載された媒体の廃棄について、磁気テープ等の電磁媒体はデータを完全に消去した後の破砕処理により、紙媒体についてはシュレッダー処理の後焼却等により廃棄するものとし、いずれの場合も処理状況を本区に報告しなければならない。

(8) 報告義務等

①受託者は、受託者の個人情報保護に関する取り組み状況を明らかにする報告書を、年1回本区に提出しなければならない。

②受託者は、前項の規定に関わらず、本区の求めがあったときは、受託者の個人情報保護に関する取り組み状況を明らかにする報告書を提出しなければならない。

③受託者は、個人情報の保護に関し事故が発生した場合には直ちに本区に報告し、本区の指示に従わなければならない。

(9) 調査等への協力義務

①受託者は、受託者において個人情報の保護に関する取り組みが適切に行われているかどうかを確認するため、本区が実施する立入り調査等に協力しなければならない。本区が実施するシステム監査についても同様とする。

②受託者は、本件システムの運用管理に関して区民等より情報公開請求があった場合には、本区の情報公開に協力しなければならない。

(10) 是正措置等

①受託者は、本区が立入り調査等により受託者の個人情報保護に関する取り組みについて不備を指摘した場合には、速やかに是正措置を講じなければならない。

②受託者は、前項の是正措置が講じられるまでの間、または、本区が個人情報の漏洩の恐れがあると判断した場合は、本区の職員又は本区の指定する者が受託者の業務処理施設等において監視を行うことを受容するものとする。

(11) 違反行為への対応

- ① 受託者において、万一個人情報の漏洩等の重大な違反行為が発生した場合には、受託者は、本区の指示に従い、直ちにデータ並びにサーバ、ソフトウェア及び各種ドキュメント等から構成される本件システムを本区に引き渡すとともに、当該システムの継続使用を許諾しなければならない。
- ② 受託者は、前項の引き渡しが完了するまでの間、本区の職員又は本区の指定する者が、受託者の業務処理施設において本件システムの運用作業を行うことを受容し、本区の運用に必要な施設、設備及びソフトウェア等を供用するとともに、当該運用作業の開始までは、責任をもって従前の運用管理業務を継続しなければならない。
- ③ 受託者において、万一個人情報の漏洩等の重大な違反行為が発生した場合には、本区は受託者名を含めその事実を広く公表することができるものとする。

(12) 賠償責任

- ① 受託者は、受託者が個人情報等の保護に関する義務に違反し、又は義務を怠ったために発生した損害については、その賠償の責を負う。
- ② 受託者が委託業務を滞りなく処理する義務に違反したために発生した損害についても、同様とする。

(13) 罰則

受託者は、受託者が個人情報を漏洩した場合には、千代田区個人情報保護条例（平成10年条例第43号）第39条第1項第1号及び同条第3項の規定により刑事罰の対象となることを十分認識すること。

(14) 契約の終了時における個人情報の取り扱い

受託者は、契約の解除等本契約の終了時において、個人情報が記録又は記載された媒体については、本区と協議の上、速やかに本区に返還するなどの適切な処理を行わなければならない。

御中

千代田区企画部情報システム課長

〇〇

住民情報システムの再構築に関する提案書の提出について（依頼）

貴社 益々ご繁栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本区では住民基本台帳事務等処理する住民情報システムの再構築を計画しております。つきましては、再構築の委託先の選定をいたしたく、下記のとおり提案書のご提出をご依頼申し上げます。

記

1. 提案書の提出について

(1) 提案内容等 別添「千代田区住民情報システム再構築に関する提案書作成・提出要領」に準拠ください。

(2) 提出期限 平成 13 年 8 月 20 日（月）午後 5 時まで

(3) 提案書に関する質問について

平成 13 年 8 月 9 日（木）までに下記メールアドレス宛てにお寄せください。

各社からの質問を取りまとめ、8 月 13 日（月）までに、文書（eメール）にて回答いたします。

〇〇@〇〇.ne.jp

(4) 提出部数 7 部（原本 1 部、コピー 6 部）

また、原本と同一の電子データを CD-ROM(1 枚)でご提出ください。

(5) 提出方法 下記担当まで電話連絡の上お持ちください。

(6) 費用 提案書提出に関する一切の費用は貴社にてご負担ください。

2. プレゼンテーションについて

提案書の内容についてのプレゼンテーションを 8 月 24 日（金）頃に予定しています。

詳細については、提案書提出時にお知らせいたします。

3. 選定及び結果の通知

提案書及びプレゼンテーションの審査により、委託先事業者を選定します。選定結果は、9 月上旬に書面をもって通知いたします。

4. その他

(1) 提出いただいた提案書は返却いたしません。提案書は本件委託先選定のみに使用し、不採用の場合は責任を持って廃棄します。

(2) 本日より選定結果通知までの間、本件に関する訪問、電話等による問い合わせはご遠慮願います。（1. の(5)の電話連絡を除く。）

(担 当)

千代田区企画部情報システム課

情報管理係 〇〇、□□

電話：03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

「千代田区住民情報システム再構築」に関する提案書作成・提案要領

1. 件名

千代田区住民情報システム再構築に関する提案書

2. 提案書の提出

提案書は、下記のとおり提出ください。なお、期限内に提出されなかった場合は、辞退したものとみなします。

(1) 提出期限：平成13年8月20日（月） 午後5時まで

(2) 提案書の様式：①提案書の章立ては、「3. 提案依頼内容」と同一とします。

②A4用紙を使用し、通しページを付番。なお、図表については、必要に応じてA3版横の様式も可とします。

③文章は横書きとし、文字は10.5ポイント以上とします。

(2) 提出部数：7部（原本1部、コピー6部）

また、原本と同一の電子データをCD-ROM(1枚)でご提出ください。

(3) 提出方法：下記担当者まで電話連絡の上お持ちください。

(4) 提出先：企画部情報システム課

(担当) ○○、□□ (電話) 03-○○○○-○○○○

3. 提案依頼内容

『「千代田区住民情報システムの再構築」の企画提案に関する仕様書』に基づき、下記の項目を提案してください。当該項目以外にも有用な考え方等があれば、併せて記述してください。

なお、経費節減や効率的なシステム再構築等のために上記『仕様書』と異なる内容を提案する場合には、その主旨を明らかにしてください。

(1) 貴社の概要

①名称

②所在地（本社、担当部署）

③設立年月日

④資本金

⑤従業員数

⑥最近3カ年売上高

⑦主な業務内容

⑧受託事業者センターの名称及び所在地（区市町村まで）

⑨システムの設計・開発・運用・保守に関する公的資格

※「会社概要」、「受託事業者センターのリーフレット」等があれば2部添付してください。

(2) 提案の主旨

本件システム再構築に関する提案のねらい及び提案の概要について簡明に記述してください。

(3) 本件システムの設計・開発・運用・保守作業にあたっての基本方針

本件システムの設計・開発・運用・保守作業に取り組む際の基本的な考え方について説明してください。

また、本件システムの設計・開発・運用・保守作業を他社と共同して行う場合には、その

体制（役割分担）及び当該他社の名称等を（１）に準じて記述してください。

（４）本件システムの品質等に関する基本的事項

本件システムの品質等に関する基本的事項について、以下の項目ごとに具体的に記述してください。さらに、いわゆる「電子自治体」の構築と本件システムとの関連について機能面、拡張性等具体的に述べて下さい。

- ①システムの処理性能
- ②システムの信頼性
- ③システムの安全性
- ④システムの拡張性
- ⑤システムの移植性
- ⑥システム保守・運用の経済性
- ⑦システム操作の容易性
- ⑧システム機器の省スペース又は省エネルギー化

（５）アプリケーションについて

以下の項目ごとに具体的に記述してください。

- ①調査・基本設計
 - ・適用するアプリケーションの機能概要（住民記録、印鑑等の個別業務ごと）
 - ・一般的な更新系業務のオンラインレスポンスタイムの開発目標値
 - ・住民基本台帳ネットワークシステムへの対応
 - ・利用者の認証識別方法及び利用履歴
- ②開発
 - ・開発方針
開発手法、開発言語、利用するDBMS、利用する開発ツールと機能
 - ・開発プロジェクトの管理
進捗状況の把握方法、大日程計画
 - ・移行方法
各種データ、特にユーザ定義文字及び印影
 - ・既存メインフレームシステムとのデータ連携の方式
- ③保守
 - ・パッケージソフトのバージョンアップ
 - ・保守作業の軽減策
 - ・ドキュメントの修正方法

（６）セキュリティ

受託事業者センターに関して、以下の項目ごとに具体的に記述してください。

- ①公的資格の取得状況
- ②個人情報の保護に関する組織の体制
- ③個人情報の保護に関する組織の任務
- ④個人情報の保護に関する特別の取組
- ⑤要員に対する教育・訓練の実施内容
- ⑥センターへの入退館管理方法

- ⑦マシン室の入退出管理方法
- ⑧磁気媒体（磁気テープ等）の管理方法
- ⑨磁気媒体の廃棄方法
- ⑩不要帳票の廃棄方法
- ⑪ウイルス対策
- ⑫不正アクセス対策
- ⑬停電や災害時に対する備え

(7) システム運用について

以下の項目ごとに具体的に記述してください。

①プラットフォーム運用（総合的なハードウェア管理）

- ・ハードウェア定期保守の頻度
- ・ハードウェア資源管理の対象
- ・日常点検の内容
- ・監視通報体制
- ・ハードウェア提供元との連携

②アプリケーション運用

- ・データバックアップの対象と頻度
- ・バックアップデータの遠隔地保管の有無
- ・障害時のリカバリ方法
- ・マシンスケジュールの調整方法
- ・オペレーターの管理方法
- ・オペレーション作業の指示方法
- ・入出力データの授受とチェック方法
- ・成果物の確認と事後処理での事故防止策
- ・成果物等の配送に要する時間と事故防止策

(8) ハードウェア及びネットワークについて

ハードウェア及びネットワークの全体像を図示してください。さらに、以下の項目ごとに具体的に記述してください。

①ハードウェア管理

- ・サーバの種類、OS、性能等
- ・端末等の機器類の種類、OS、性能等

②稼働環境の管理

- ・稼働環境の監視内容
- ・障害情報の収集方法
- ・障害回復時の連絡体制
- ・障害時運用マニュアルの作成
- ・回復手順のテスト、訓練
- ・障害時の判断と手順化

③ネットワーク管理

- ・外部センターから庁舎までの回線及び当該回線選択の理由

- ・トラフィックの軽減策
- ・暗号化技術の採用

(9) 支援業務について

以下の項目ごとに具体的に記述してください。

①コンサルティング業務とシステム診断

- ・コンサルティングに関するサービス
- ・システム全体の性能や品質のデータ分析
- ・トラブル発生や限界性能の予測

②研修

- ・研修の内容、機材、テキスト、講師等

(10) 稼働実績

本件システムと同様の住民情報関連システムの開発・稼働実績（メインフレーム又はオフィスコンピュータのみで稼働しているものを除く。）を、表形式で人口規模別（適宜分類）に、自治体名、稼働開始年月、処理業務、方式（C/S等）の別が分かるように記述してください。

その際、アウトソーシング（ハウジングやホスティングを伴うもの）や共同運用を行っている自治体については、その旨が分かるようにしてください。

(11) 体制

以下の項目ごとに具体的に記述してください。

①開発体制（組織構成、要員配置）

②運用保守体制（以下の業務別の組織構成、要員配置）

- ・システム運用業務
- ・オペレーション業務
- ・システム保守業務
- ・支援業務

(12) 経費算出等

本件に係る費用の見積を、以下の項目ごとに可能な限り詳細な内容を記述してください。また、平成13年度から平成18年度の6年間の年間経費及び総額が分かるようにしてください。

①一時的経費

ア) ソフトウェア

- ・パッケージ導入費
- ・パッケージ稼働に必要な経費（移行作業等）

イ) ハードウェア

- ・ハードウェア導入費
- ・ハードウェア設置調整費

ウ) その他

- ・インストール費用、システム作業費
- ・研修費
- ・その他必要となる経費

②経常経費

- ア) アウトソーシング経費
- イ) パッケージ保守費（最新版保証）
- ウ) ハードウェア保守費（システム構成ソフトウェア含む）
- エ) その他作業費

③将来的経費

- ア) 電子自治体に向けたシステム構成品導入費等

※将来的経費については電子自治体に向けた+α機能に対する費用が発生する場合に記述してください。また、その場合にも一時的経費と経常経費を分けて記述してください。

4. その他

- (1) 提案書提出に関する一切の費用は、貴社にてご負担ください。
- (2) 提出いただいた提案書は返却いたしません。提案書は本件委託先選定のみを使用し、不採用の場合は責任を持って廃棄します。
- (3) 提案書提出に関する質問は、8月9日（木）までに、下記メールアドレス宛てにお寄せください。各社からの質問を取りまとめ8月13日（月）までに、文書（eメール）にて回答いたします。

〇〇@〇〇.ne.jp

- (4) 本日より選定結果通知までの間、本件に関する訪問、電話等による問い合わせはご遠慮願います。（2.の(3)の電話連絡を除く。）

以上

「千代田区住民情報システムの再構築」
に関する仕様書 [企画提案用]

I 基本的事項

1. 件名

千代田区住民情報システムの再構築

2. 住民情報システムの範囲

- (1) 住民記録システム
- (2) 印鑑システム
- (3) 外国人登録システム
- (4) 国民健康保険システム
- (5) 税（特別区民税・都民税（個人）、軽自動車税）システム
- (6) 国民年金システム（国の制度改革により、無くなる可能性が高い。）
- (7) 選挙システム
- (8) 宛名システム

3. 運用開始日時

- (1) 住民記録、印鑑、外国人登録
平成14年7月1日 午前8時 運用開始
- (2) 国民健康保険
平成15年3月3日 午前8時 運用開始
- (3) 税、選挙、宛名、(国民年金)
平成15年5月6日 午前8時 運用開始

※いずれも、上記日時までにデータ移行及び正常動作確認が全て完了していること。

なお、税システムの当初課税については、平成15年1月4日より開始できること。

4. 納入場所

千代田区指定箇所

5. 適用範囲

本件の適用範囲はこの仕様書に記載する範囲とする。

6. 知的財産権等

本件にて作成された成果物に対する工業所有権及び著作権に関わる事項については、受託事業者と千代田区の間で別途協議後決定する。

7. 瑕疵担保責任

本件システムにおいて、受託事業者が作成し、かつ、千代田区が承認した「システム仕様」との不一致が検収完了後に発見された場合は、情報システム課職員と協議の上、受託事業者は無償で是正処置を行うこと。なお、本件システムのハードウェアの瑕疵担保期間は、検収完了後1カ年とする。

8. 開発環境

本件システムの開発資源（プロトタイピング、システム開発、ユーザ研修及びシステム移行のためのハードウェア・ソフトウェア）及び作業場所は、受託事業者において用意するものとする。

9. その他

受託事業者にあつては、情報システム課担当職員と随時協議して、誠実かつ完全に本件システム再構築を実施するものとする。また、本件を実施する上で疑問点が生じた場合は、直ちに担当職員と協議するものとする。

II システム

1. システム再構築の目的

現在、メインフレーム（以下「M/F」という。）により稼働している住民情報システム（住民記録、印鑑、税、国民健康保険、国民年金等）に、パソコンスタンドアロンで稼働する外国人登録システムを加えて再構築することにより、以下の事項を実現する。

(1) より良い区民サービスの提供

住民情報の一元管理により、窓口等の統合化（ワンストップサービス）を可能にし、迅速かつ質の高い、きめ細やかな区民サービスを提供しうるシステムを構築する。

(2) 電子行政サービスに向けた基盤の整備

「住民基本台帳ネットワークシステム」や「電子認証」、「電子申請・届出」等に対応できるシステムを構築・運用し、ノンストップサービスの基盤を整備する。

(3) システムセキュリティーの向上

個人データの保護を図りつつ、停電時や災害時の稼働を可能にするシステムセキュリティーを確保する。

(4) トータルコストの削減

上記の各項を達成しつつ、システムの管理運営コストを削減する。

2. システム再構築の基本事項

(1) 千代田区住民情報システム全体構想

千代田区住民情報システム全体構想を別紙1に示す。

(2) システムの基本条件

新たなシステムを提案する上での基本条件を以下に示す。

① システムの前提条件

ア) システム再構築の目的に合致するシステムであること。

イ) ハード的にもソフト的にも信頼性が高く、簡素なシステムであること。

- ウ) パッケージ化され、標準化されたシステムであること。
- エ) 法改正等への対応が柔軟にできるシステムであること。
- オ) システム間のデータ連携が確実かつ簡素化されていること。

②アウトソーシングの実施

各業務アプリケーションは、受託事業者のデータセンター等（以下「受託者センター」という。）に設置されたサーバ等により処理され、受託事業者により運用保守が行われること。

③既存ネットワークの活用

庁内（出先施設含む）の物理的ネットワークは、既存の「全庁LAN（WAN）」を活用すること。「全庁LAN（WAN）」の概要は別紙2のとおりである。

(3) アウトソーシングのための必須条件

受託事業者センターは、以下の公的資格を有していること。

- ①経済産業省：情報処理サービス業情報システム安全対策事業所認定
- ②財団法人日本情報処理開発協会：プライバシーマーク認証取得

3. システムの業務基本機能

各業務システムは、法令等に準拠し、必要かつ十分な業務処理機能を有すること。

- ・住民記録システム：(ア)住民基本台帳ネットワークシステムの区市町村部分を含むものであること。
当該部分の仕様については財団法人地方自治情報センターが示す仕様に基づくこと。
(イ) 住民情報システム以外のシステムへの住民記録データの提供機能を有すること。
- ・国民健康保険システム：(ア)介護保険料賦課徴収機能を含むこと。
(イ) 平成15年3月3日稼働時には、「国民健康保険被保険者証」が個人単位に交付できること。

なお、現行システムが有している基本機能は、別添参考資料のとおりである。

4. システムの共通機能

ここでは、住民情報システムの再構築により実現されるべき共通機能を示す。

(1) 運用支援機能

ここでは、住民情報システムのネットワーク（ハードウェア、ソフトウェア含む）の監視、運用の支援を行うための機能の要件を示す。

①動作監視機能（全庁LANに関する部分を除く。）

- ・各ネットワーク機器、サーバの動作状況をリアルタイムに監視できること。
- ・各ネットワーク機器、サーバの障害を検知できること。
- ・性能や容量に関する状態異常を検知できること。
- ・不正アクセス等を検知できること。
- ・利用者のログの採取ができること。
- ・運用管理サーバで上記の情報等のネットワーク全体状況を把握できること。

②構成管理機能

- ・ネットワーク構成、ネットワーク機器構成が一覧表等で参照でき、また、登録・変更等ができ

ること。

- ・ハードウェア構成、ソフトウェア構成が一覧表等で参照でき、また、登録・変更等ができること。

③ バッチジョブ（サーバ上で動作するアプリケーション等）管理機能

- ・各サーバのジョブの設定（自動起動・起動順序等のスケジューリング設定）ができること。
- ・各サーバのジョブを手動でも起動、停止ができること。
- ・運用管理サーバで上記の各サーバへの作業をリモートで操作できること。
- ・運用管理サーバでジョブ実行状況を把握できること。

④ ソフトウェア起動・終了機能

- ・各サーバ上のソフトウェアの手動による起動及び停止ができること。
- ・運用管理サーバで上記の各サーバへの作業をリモートで操作できること。

⑤ 印刷管理機能

- ・ネットワーク上のプリンタの印刷状況の監視ができること。
- ・ネットワーク上のプリンタの印刷ジョブの管理（中断、取消し、再開等）ができること。
- ・ネットワーク上のプリンタの基本設定ができること。
- ・運用管理サーバで上記のネットワーク上のプリンタへの作業をリモートで操作できること。

⑥ プログラム配付機能（必要に応じて）

- ・運用管理サーバから各パソコンへプログラム（ファイル）の配付（コピー）が行えること。
- ・各パソコンにて上記の作業を簡単な操作でできること。
- ・運用管理サーバで配付設定（対象ファイル、対象フォルダ等）ができること。
- ・当機能ではソフトウェアのリモートインストールは対象外である。

⑦ バックアップ管理機能

- ・各サーバで自身の外部記憶媒体に自動的にバックアップされること。

⑧ セキュリティ管理機能

- ・各サーバのユーザ名・パスワード・アクセス権限等のユーザ管理情報の設定（登録・変更・削除）ができること。
- ・運用管理サーバで上記設定が簡単にできること。

⑨ 性能管理機能

- ・各サーバの性能情報（処理量、使用容量等）の収集ができること。
- ・運用管理サーバで上記性能情報を把握できること。

(2) データベース関連機能

ここでは、住民情報システム上で実現されるべきデータベースに関連する機能の要件を示す。

① データ検索機能

- ・区職員が検索ツール等を使用し、サーバのデータベースに格納されているデータをパソコン上で参照や集計ができること。
- ・参照できるデータ毎に参照権限等のアクセス権限を設定できること。
- ・一度に参照できるデータ件数等をあらかじめ設定できること。
- ・参照したデータベースの内容をテキストファイル等へ抽出できること。
- ・この機能は必ずしもデータベースとパソコンを直接オンラインで結ばれていなくてもよい。サーバでデータを抽出しパソコンへファイル転送してもよい。

②サーバ間でのデータインタフェース機能

- ・異なるサーバ間でデータのインタフェースがとれる仕組みを提供すること。
- ・どちらのサーバも同一のネットワークに接続され、ファイル転送あるいはアプリケーションあるいは他の方法等により実現できること。
- ・文字コードや漢字コードの違いがある場合にはコード変換する仕組みを提供するか、あるいは他の方法等により対処を行うこと。
- ・この機能は全てのサーバ間で各種方法により実現できること。
- ・パソコン上にアプリケーションを構築する場合は、このパソコンとサーバ間のインタフェース機能も実現すること。

(3) ネットワーク関連機能

ここでは、住民情報システム上で実現されるべきネットワークに関連する機能の要件を示す。

①ログイン

- ・区職員が住民情報システムにログインするときには、確実な認証方法によるものとする。
- ・住民情報システムへのログインは、全庁LAN上の限られたパソコンからのみ可能であること。

②プリンタ共有

- ・プリンタは共有プリンタとし、サーバ及びパソコンからプリンタへ帳票を出力できるようにすること。
- ・サーバ及びパソコンからプリンタへの帳票出力は、混ざらないようにすること。つまり、ページ単位ではなく文書単位で出力できること。
- ・デフォルトのプリンタへの出力データが、全庁LANにあまり流れないようにし、負荷を軽減すること。

③外字

- ・外字の作成及び登録が可能であること。
- ・サーバ・パソコン・プリンタで外字が使用できること。また、そのための設定等を行うこと。
- ・外字の入力、ファイルやデータベースへの保存、ディスプレイへの表示、プリンタへの出力、各ソフトウェアでの使用が可能であること。
- ・住民情報システム全体で統一した外字を定義できない場合にはそれぞれで外字を定義し、一方の外字コードを他方の外字コードあるいは漢字コードに変換する仕組みを提供する方法や他の方法等により対処を行うこと。

④セキュリティ

- ・ネットワーク上を流れるデータについて、個人データ保護の観点から必要な保護措置を講じること。

(4) 他システムとのインタフェース機能

ここでは、住民情報システム上で実現されるべきインタフェースに関連する機能の要件を示す。

①住民基本台帳ネットワークシステム

- ・本件システムと住民基本台帳ネットワークシステムはインタフェースできること。
- ・本件システムと住民基本台帳ネットワークシステムは相互にデータ連携可能なこと。

②既存M / Fシステム

- ・本件システムと既存M / Fシステムはインタフェースできること。

- ・本件システムから既存M / Fシステムへのデータ連携可能なこと。
- ・M / Fシステムからの移行が全て完了後は切り離すことが可能なこと。

③介護保険システム

- ・M / Fシステムから移行完了後、本件システムと介護保険システムはインタフェースでき、かつ、相互にデータ連携可能なこと。

5. ハードウェア・ソフトウェアの基本的要件

ここでは、住民情報システムで使用すると想定される主要なハードウェア、ソフトウェア、ネットワークの基本的要件を示す。これを参考に住民情報システムの業務要件や技術要件を実現する上で必要なハードウェア、ソフトウェア、ネットワークを設計し、導入すること。

- (1) システムを構成するハードウェア、ソフトウェア等はシステム全体として安定して動作すること。
- (2) 個々のハードウェア、ソフトウェア等は製品としての動作が十分に保証・確認されたものであること。
- (3) システムを構成するハードウェア、ソフトウェア等はできるかぎり業界標準に沿ったものであること。
- (4) 必要な機器をすべて接続した上でシステム全体として十分な総合性能を示すシステムを提供すること。
- (5) 将来の拡張や組織の改変も考慮に入れ、それらに柔軟に対応可能で、かつ拡張性の高いシステムであること。
- (6) システムを構成するハードウェア、ソフトウェア等はシステム全体としてセキュリティ対策や災害に対する対策をも十分に考慮したシステムであること。
- (7) ハードウェア等は機械的及び電氣的に人体等に危険のない構造であること。
- (8) システムを構成するハードウェア、ソフトウェア等は原則として日本語の処理が可能であること。
- (9) ソフトウェアについては、可能な限り合理的なライセンス購入又は企業向けのライセンス等を利用すること。
- (10) パソコンは、個人情報の外部流出を防ぐため、ソフト面での安全対策に加え、ハード面での保護措置（記憶媒体によるデータ持ち出しを極力阻止できるようにするため、フロッピーディスクドライブ等を常設せず必要な場合のみ設置する等の措置）をとること。
- (11) 企画提案書においては、庁内（出先施設含）に導入するパソコンは45台（うち出先施設12台）、プリンタ20台、印影スキャナ7台と想定すること。なお、機能的には100台程度のパソコンによる処理が可能であること。
- (12) 受託事業者センターと千代田区を結ぶ回線は、セキュリティが確保され、かつ、本件システムに必要な十分な容量を有するものとする。
- (13) 無線LANの子機（出先施設は有線のため不要）は、〇〇〇社製若しくはその後継機とすること。

6. 業務処理量

住民情報システムに要求される性能、容量等を算出するために参考とすべき業務処理量は、別紙3のとおりである。

7. 業務内容

新たな住民情報システムの開発、運用等で想定される業務内容は、別添「企画提案の対象となる業務内容について」のとおりである。

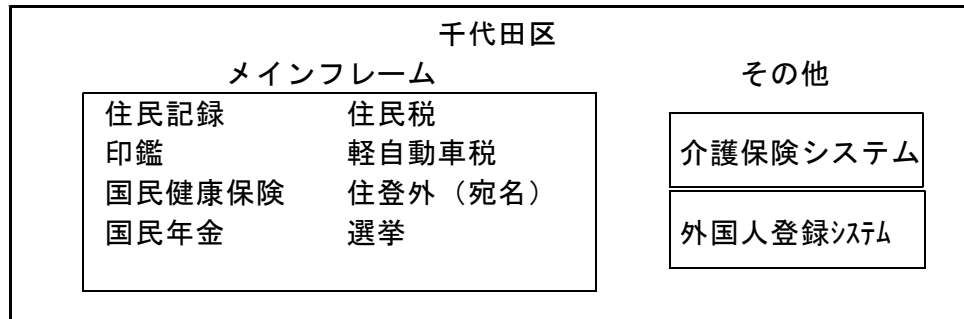
8. その他

本仕様に明示のない事項であっても、機能上及び社会通念上当然必要と思われるものについては含めるものとする。

(別紙1)

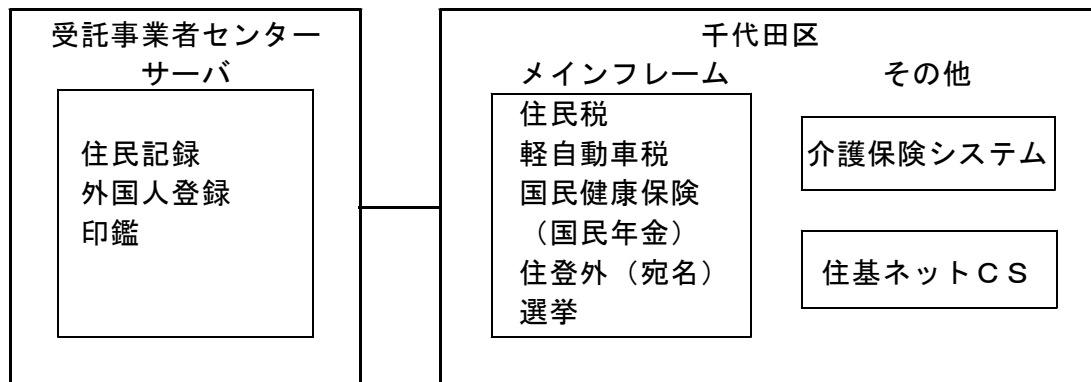
住民情報システム再構築の全体構想

<現 行>



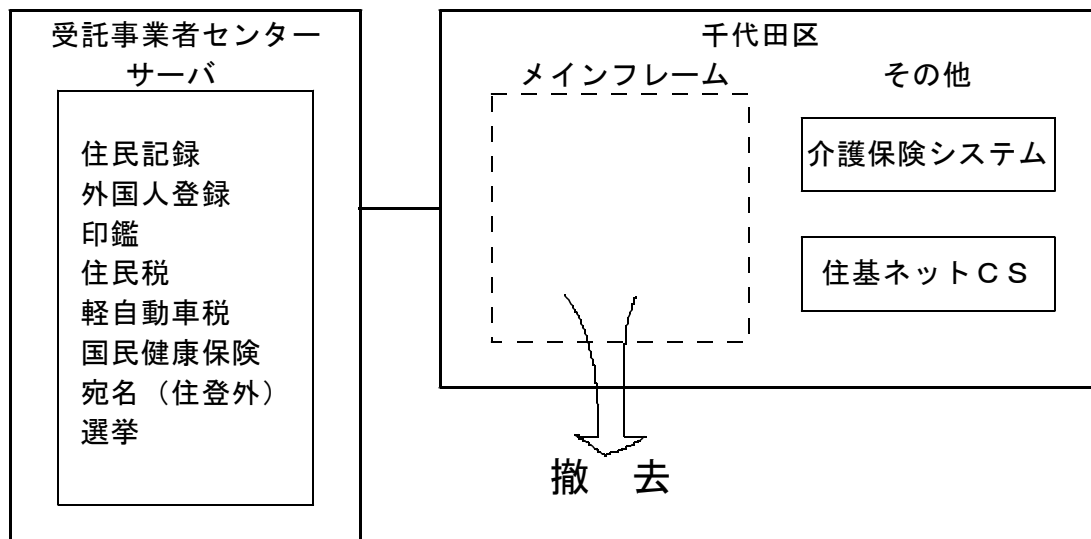
<第1段階(平成14年7月~)>

◆住民記録システム(住基ネットワーク対応)等の受託事業者センターでの運用



<第2段階(平成15年5月~)>

◆全住民情報システムの受託事業者センターでの運用

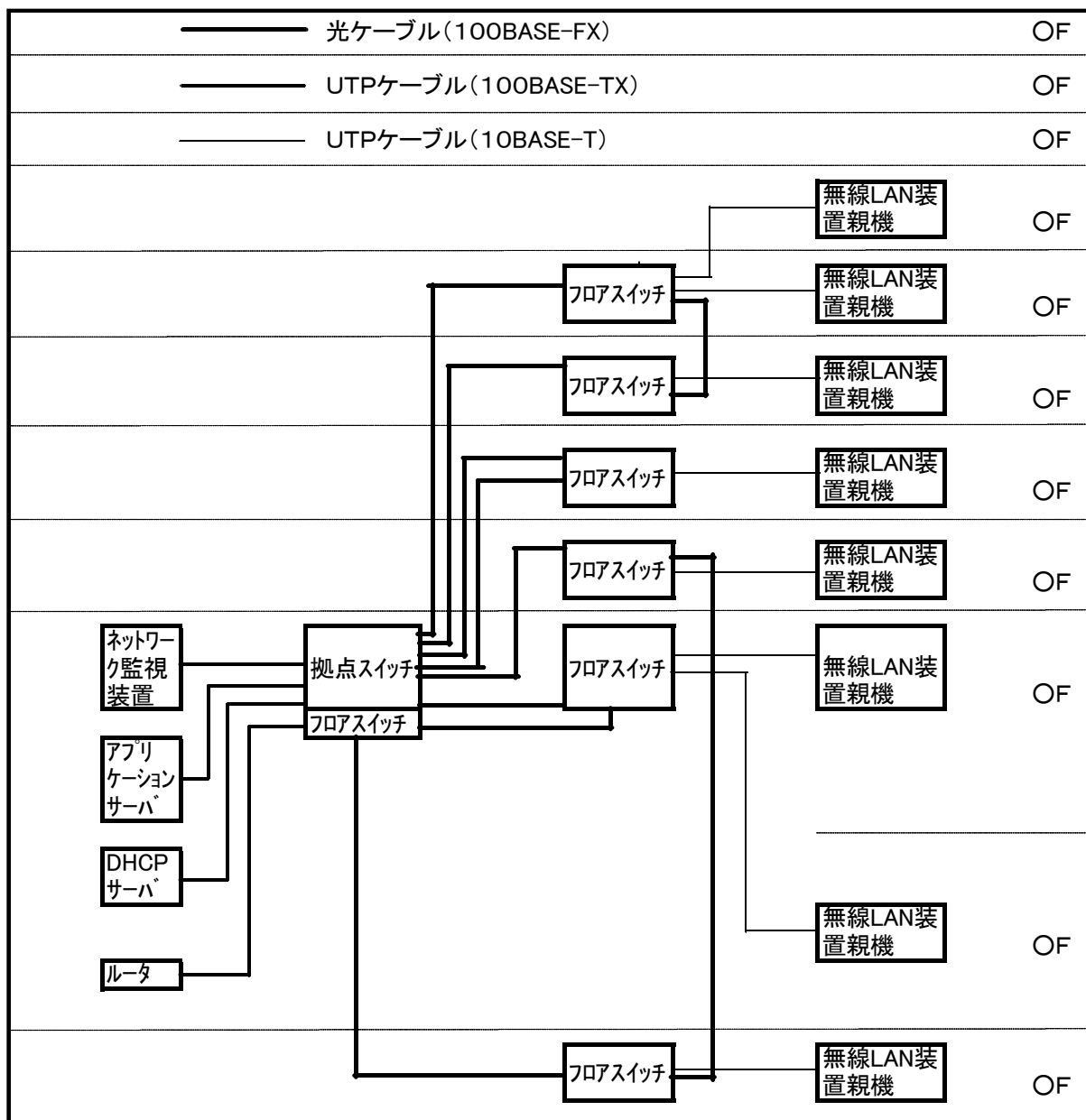


(別紙 2)

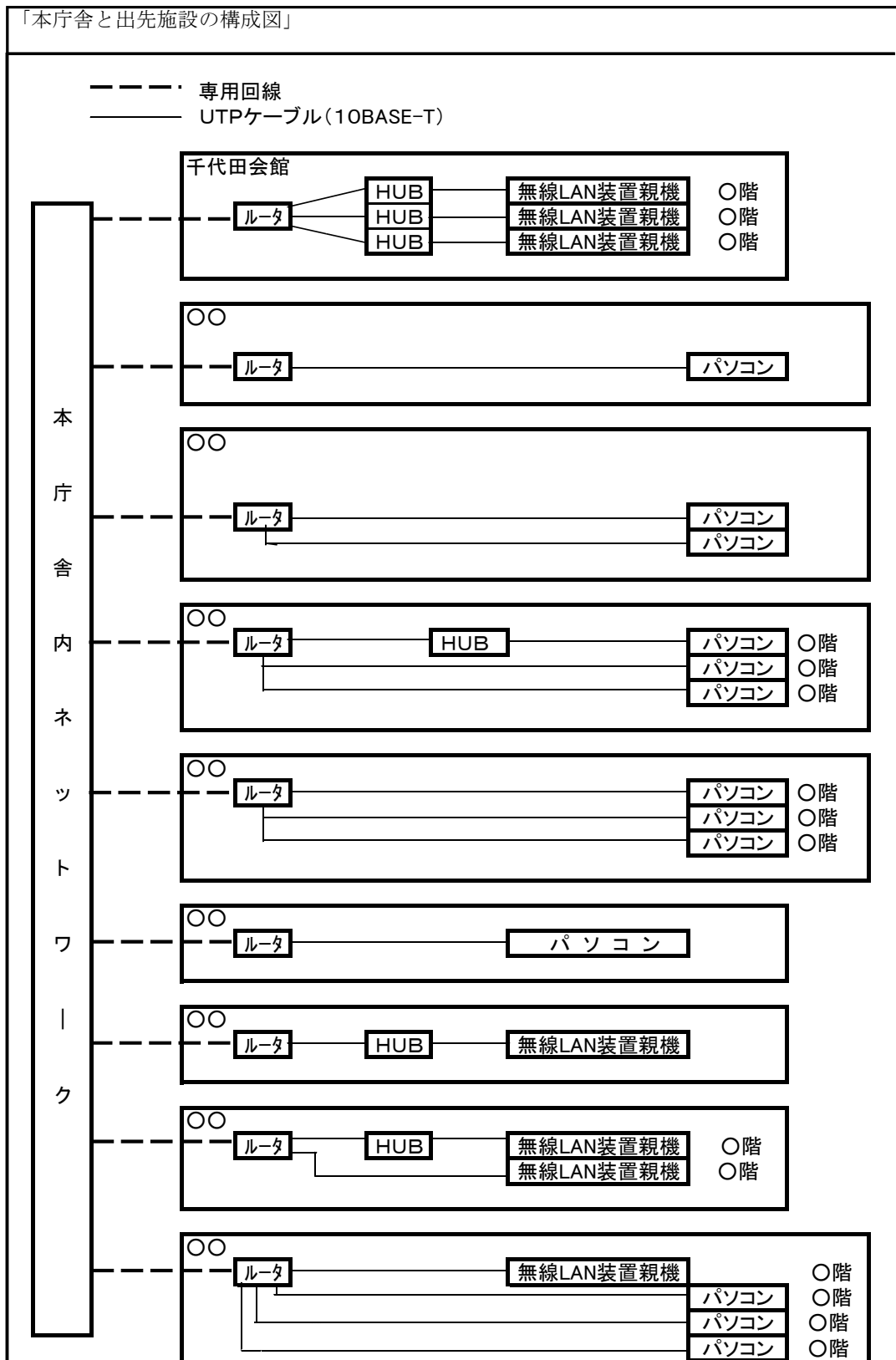
全庁LAN (WAN) 概要

- 1) 幹線100Mb/s、支線10Mb/sのスター型イーサネットLAN
- 2) パソコンとの接続は赤外線無線装置 (10Mb/s) を使用 (一部出先施設を除く)
- 3) 出先施設との間は専用線接続で、出張所とは64Kb/s
- 4) ネットワークプロトコルは、TCP/IP

「本庁舎のネットワーク構成図」



「本庁舎と出先施設の構成図」



(別紙3)

業務処理量

業務			実績値	参考(現行データ保有期間等)			
住民記録	届出	転入	4,334	* 住民票/印鑑登録原票: 千代田区の住民である限りデータを保存 除票後のデータは5年間保存 5年経過除票データは原則削除			
		転居	1,239				
		転出	国内		2,906		
			国外		118		
		世帯変更	3				
	住民票職権処理	記載	1		* 各種申請/届出書類: 5年間データを保存		
		消除	72				
		修正	1,126				
	職権修正転入通知処理		3,002				
		住民票の写し	全部・一部		42,160		
	記載証明	1,595					
	諸証明	1,076					
	転出証明再交付	53					
印鑑	印鑑登録	諸届	登録	2,814 (115)			
			引換交付	0			
			廃止	255 (6)			
			亡失	228 (15)			
			職権消除	2,117 (119)			
			職権回復	4			
			印鑑情報修正	293			
		証明	35,639 (769)				
		年度末登録者数	23,322 ()内は外国人で別掲				
		外国人	登録申請	新規	入国	440	外国人登録原票: 千代田区の住民である限りデータを保存 除票後のデータは5年間保存 5年経過除票データは削除
出生	12						
その他	0						
転入	閉鎖			260			
	出国			死亡	231		
				国籍取得	3		
その他				8			
転出	転居			0			
				288			
				68			
登録事項確認申請	11条1項			署名	166	各種申請/届出書類: 5年間データを保存	
					166		
	11条2項			署名	14		
					14		
	交付予定期間指定			614			
	家族事項登録		464				
	署名変更等承認		-				
	法11-3 該当者		6				
	附則11条該当者		-				
	申請期間経過		-				
登録証明書交付申請	引換交付		法6条	5			
			法6条の2	13			
	再交付		26				
	交付予定期間指定		614				
	家族事項登録		464				
	署名変更等承認		-				
	申請期間経過		-				
	登録変更申請		居住地変更		876		
				居住地以外	973		
				署名	11		
職権変更登録		0					
交付予定期間の変更指定		8					
家族事項登録		464					
申請期間経過		-					
原票記載事項証明書		1,354					
年度末外国人登録者人員	1,629						

業 務			実績値	参 考(現行データ保有期間等)	
国保	資格		有資格世帯数	7,550	資格世帯マスタ
			有資格個人数	12,945	115,320件 5年以上不定期
			擬制世帯数	(474)	資格個人ファイル
			有資格世帯数(介護)	(3,392)	78,352件 5年以上不定期
	賦課		有資格個人数(介護)	(4,310)	賦課世帯ファイル
			当初賦課処理数	7,260	191,755件 5年以上不定期
			本算定処理数	6,582	賦課個人ファイル
			例月処理数	4,436	353,360件 5年以上不定期
			減免世帯数	10	賦課世帯員ファイル
			軽減世帯数	1,985	156,746件 5年以上不定期
			口座加入件数	3,482	収納マスタ
	収納		督促状	11,574	956,107件 5年以上不定期
			催告状	6,365	レセプトマスタ
			還付	1,148	502,893件 5年
			充当	130	高額世帯マスタ
納税管理		納付相談通知	2,277	5,944件 5年	
給付		医療費通知	5,824		
		医療費通知(柔整)	142		
税務	住民税賦課	当初課税	課税対象者数	40,395	課税対象者マスタ
			特徴(賦課)	13,728	330,994件 7年
			普徴(賦課)	13,771	
			事務所(賦課)	6,884	賦課マスタ
		通年課税	課税対象者数	40,480	140,449件 5年
			特徴(賦課)	11,585	
			普徴(賦課)	16,607	事務所マスタ
			事務所(賦課)	7,443	37,428件 5年
		削除	課税対象者数	44,846	
			特徴・普徴(賦課)	27,937	軽自動車マスタ
			事務所(賦課)	29,821	26,453件 5年
	収納	当初課税時	普徴(1~4期)	43,990	収納マスタ
			事務所は普徴に含む		
			特徴(6~5月)	73,695	83,671件 5年
			軽自(1期)	9,430	
		通年課税	普徴(1~4期)	41,526	
			特徴(6~5月)	80,472	
			軽自(1期)	9,458	
			事務所(1期)	6,468	
		削除	普・特・事務所・軽自	166,360	
		督促状	普徴(概算)	7,600	
			特徴(概算)	4,200	
			軽自(概算)	1,200	
			事務所(概算)	800	
		充当	普徴	744	
			特徴	1,482	
	事務所		3		
	軽自		43		
	還付	普徴	353		
		特徴	222		
		事務所	74		
		軽自	70		
納税管理	催告	普徴	4,602		
		特徴	887		
		事務所	1,557		
		軽自	1,422		
		延滞金	600		
軽自動車税	課税対象者数	9,550			
	新規登録数	1,680			
	廃車数	2,461			
税証明	(住民税)課税・納税証明発行数	6,177			
	(軽自動車税)納税証明発行数	144			

別 添

企画提案の対象となる業務内容について

1. 開発・導入

(1) アプリケーション調査・設計作業

①パッケージシステムの仕様説明

本区に対し、パッケージシステムの仕様の詳細な説明及び意見交換を行うこと。

②ユーザ要件取りまとめ

仕様書に記述された各要件及び①を通じてユーザ要件を取りまとめること。その際、パッケージシステムのカスタマイズによる部分を区分すること。なお、本区としては、カスタマイズは極力行わない方針である。

③パッケージシステム基本設計

パッケージプロトタイプ環境を使用するなどして、ユーザ要件のうちカスタマイズにより実現する部分を明確にし、ユーザ要件を確定すること。また、セキュリティ方針、システムコントロール方針、性能目標などを設定し、実現手法を決定すること。

④パッケージカスタマイズ詳細設計

上記③の結果に基づいて、詳細仕様書を作成すること。また、既存M/Fシステムのデータ移行、システムテストの計画を本区と協議し作成すること。

(2) アプリケーション開発導入作業

①アプリケーションの開発及びテスト

パッケージカスタマイズ詳細設計に基づきプログラミング及び単体・結合テスト等を行うこと。

②システムテスト

開発・テストしたアプリケーションを開発環境で稼働させ、ユーザによるレビューを実施し、業務要件の実施レベルを確認すること。システムが業務要件に適合するまでシステムの修正設計、構築及びユーザレビューを繰り返すこと。

③アプリケーションの本番導入及び初期設定

パッケージのオリジナル部分とカスタマイズ部分の両方につき本番環境にインストールし、初期設定を行うこと。

④本番環境での稼働確認

本番環境で、本件システムが正常に稼働するかどうか、仕様書に記述された各要件及び設計作業でとりまとめた全ての要件が実現されているかどうか、また、全体として十分な性能を示しているかどうかを検証するためのテストを実施すること。

(3) アプリケーション運用準備作業

①アプリケーション用データ初期登録

本件システムの動作を規定するパラメータ的なデータ及び現行システムに保有されていないが新システムでは必要となるマスター的なデータ等の初期登録を実施すること。

②既存M/Fシステムのデータ移行

既存M/Fシステムが保有しているマスター、トランザクション、履歴等のデータを本件システムのデータ保有方式に合わせて移行すること。

③業務マニュアルの作成

本件システムの機能を含む業務の流れ、手順や手続き、業務規程等からなる業務マニユア

ルを必要数量作成すること。

④アプリケーション操作マニュアル作成

本件システムの機能全体を網羅したユーザ向けの操作マニュアルを必要数量作成すること。

⑤アプリケーション操作研修

本件システムの機能全体、画面の操作方法、帳票の見方等の研修を計画し、業務上必要とする全ての職員に対して研修を実施すること。また、研修時に使用する研修用のテキスト、研修用の環境（パソコン、プリンタ、簡易LAN、サーバ等）を用意すること。

⑥アプリケーション管理者用運用マニュアル作成

本件システムのアプリケーション運用業務（バッチ処理の実行、大量帳票の出力、バックアップの取得等）を網羅した、アプリケーション管理者向けの運用マニュアルを必要数量作成すること。

⑦アプリケーション統合マニュアルの作成

本件システムの業務・運用等の全体構成を明らかにする、主として情報システム課職員向けの統合マニュアルを必要数量作成すること。

(4) ネットワーク設計作業

①ネットワーク要件取りまとめ

仕様書に記述された各要件、ユーザとの打合せを通じて確定した要件、アプリケーションの要件及びシステム全体構想に基づいて、ネットワーク全体構成を決定すること。またネットワークの性能目標を確定し、以下の詳細設計作業で性能分析を行うこと。

②運用設計

新システム全体としての運用設計を、仕様書に記述された各要件及び上記①で取りまとめたネットワーク要件に基づいて行うこと。

③ネットワーク詳細設計

仕様書に記述された各要件及び上記①で取りまとめたネットワーク要件を実現するために必要となるすべてのネットワーク機器、ハードウェア及びソフトウェアの詳細、数量及びそれらに設定すべき値を決定すること。

④付帯工事詳細設計

仕様書に記述された各要件及び上記①で取りまとめたネットワーク要件を実現するために必要な付帯工事の内容の詳細を決定すること。

⑤運用支援システム詳細設計

仕様書に記述された各要件及び上記①で取りまとめたネットワーク要件を実現するために必要な運用支援システムの詳細、数量及びそれらに設定すべき値を決定すること。

(5) ネットワーク導入作業

①付帯工事

設計作業で決定した付帯工事の内容にしたがって、必要個所の工事を行うこと。

②ケーブル敷設

設計作業で決定したネットワーク全体構成にしたがって、ケーブル類の敷設及びラック等の配置を整然と行うこと。

③ハードウェア搬入と設置

設計作業で決定したネットワーク全体構成にしたがって、ネットワーク機器及びハードウェアを受託事業者センター及び千代田区の指定場所に搬入し、設置工事及びケーブル接続を行うこと。

④ハードウェア初期設定

設計作業で決定したネットワーク機器及びハードウェアに設定すべき値に従って、ネットワーク機器及びハードウェアの初期設定を行うこと。

⑤ソフトウェアのインストール及び初期設定

設計作業で決定したソフトウェアに設定すべき値に従って、ソフトウェアのインストール及び初期設定を行うこと。

⑥運用支援ツールのインストール及び初期設定

設計作業で決定した運用支援ツールに設定すべき値に従って、運用支援ツール群のインストール及び初期設定を行うこと。

⑦導入テスト

導入作業を完了した環境（本番環境）で、本件システムが正常に稼働するかどうか、仕様書に記述された各要件及びネットワーク要件が実現されているかどうか、全体として十分な性能を実現されているかどうかを検証するためのテストを行うこと。

(6) ネットワーク運用準備作業

①運用支援システム用データ初期登録

運用支援システムを稼働させるために必要なデータ（監視対象機器・ネットワーク登録、機器構成情報登録、使用ユーザ設定、基本バックアップ設定、基本性能情報設定等）の初期登録を行うこと。

②ネットワーク関連ソフトウェアのデータ初期登録

ネットワーク関連ソフトウェアを稼働させるために必要なデータの初期登録を行うこと。

③データ連携

既存M/Fシステム及び住基ネットワークシステムとのデータ連携の仕組みを用意すること。既存M/Fシステムからの移行完了後においては、介護保険システムとのデータ連携の仕組みを用意すること。

(7) 納入物件等

①サーバ

設計作業で決定したサーバ一式（必要なPC、周辺機器を含む）を使用できるようにすること。

②パソコン及びプリンタ等

設計作業で決定したパソコン及びプリンタ等（必要な周辺機器を含む）を必要台数使用できるようにすること。

③ネットワーク機器及びケーブル類

設計作業で決定したネットワーク機器及びケーブル類一式（ラック等を含む）を使用できるようにすること。

④付帯工事機材等

設計作業で決定した付帯工事の内容に従った機材一式を用意すること。

⑤ソフトウェア

設計作業で決定したシステムソフトウェア（OS、データベースマネジメントシステム、その他ミドルウェア等）及びネットワーク関連ソフトウェア一式を使用できるようにすること。

⑥運用支援ツール

設計作業で決定した運用支援ツール一式を使用できるようにすること。

⑦アプリケーション本体

本件システムのサーバ搭載プログラム等のプログラム一式、及び現行システムから移行したデータ一式を使用できるようにすること。

⑧各種マニュアル

全納入物の日本語マニュアル一式、作成した業務マニュアル・操作マニュアル、運用マニュアル及び統合マニュアル等を納入すること。

⑨各種設計書

設計作業で作成した各種設計書一式を納入すること。

⑩各種作業報告書

全ての業務で実施した作業に関する報告書を納入すること。

⑪その他

必要に応じ納入等に付随する書類の記入、手続きを行うこと。

2. 保守

(1) 住民情報システムのアプリケーション保守

①アプリケーションの障害対応

障害発生時においては、状況確認、原因究明及び復旧作業を行い、障害状況を報告すること。

②データメンテナンス

コードテーブルのメンテナンスや各種データを環境変化に合わせて更新し、最新の状態に保つこと。

③アプリケーションの構成管理

ジョブのスケジューリングやアプリケーションに必要な各種パラメータを環境変化等に合わせ更新し、最新の状態に保つこと。

④アプリケーションの維持管理

アプリケーションプログラム等の修正・テストの進行管理を行い、進捗報告を行うこと。

⑤バージョンアップ

法改正及び制度改正に伴う改造並びに十分な効果や他団体等の状況から明らかに実施すべきと判断される機能改善等のアプリケーションに関する保守作業を、アプリケーションのバージョンアップとして行うこと。

アプリケーションのバージョンアップを行った場合には、併せてアプリケーション操作マニュアル、運用マニュアル等の一切のドキュメントを修正すること。

⑥保守委託

①以外の本区の要望による保守作業は、別途保守委託契約により行うものとする。この場合のドキュメントの修正については、⑤と同様とする。

(2) 住民情報システム全体の保守

①故障等の障害に対する対応

納入する物件等で故障等の障害が発生した場合、設置されている場所において速やかに修理、調整、部品交換を行えるよう体制を整え、障害に対応すること。また、納入する物件等でソフトウェアのバグ等による障害が発生した場合、設置されている場所において速やかに代替手段を講じ、障害に対応すること。

②保守契約

本区と協議の上、ハードウェア（ネットワーク機器等含む）及びソフトウェアについて必要な保守契約を結ぶこと。

③保守契約手続き

上記の保守契約に関して、機器等の製造者との契約手続き作業を一括して行うこと。ただし、名義や契約単位等の詳細については相談のうえで決定する。

④責任

受託事業者は、納入する全ての物件、実施する全ての作業について、機器等の製造者の如何にかかわらず最終的な責任を負うこと。

⑤技術サポート

本件システムに関連する、ハードウェア及びソフトウェア等に対する質問等に対応すること。

3. 受託事業者センター等における業務提供

(1) オンラインサービス

①基本サービス

区役所開庁日（原則として土曜・日曜・祝祭日及び年末年始を除いた日）

8：00 ～ 18：00

②時間外サービス

次のような場合は特別時間として処理する（年間150時間程度を想定）。

<例>

- ・税務の年度当初の課税準備等により、基本サービス時間を超えて処理する場合
- ・区民サービスのため本庁舎等で窓口時間を延長する場合
- ・選挙投票日の住民基本台帳の確認等、区役所閉庁日に住民情報システムを稼働させる場合

(2) バッチサービス

①バッチジョブ運用

サーバ側でのジョブ投入・監視についての作業を行う。

(3) デリバリーサービス

受託事業者センター内で出力した帳票等は、翌開庁日午前中に千代田区指定場所へ搬送する。また、必要に応じデータ媒体を千代田区より受託事業者センターへ搬送する。

(4) オンサイトサービス（要員派遣等で必要があれば）

①基本サービス

区役所開庁日 8：30 ～ 17：15

②時間外サービス

- ・基本サービス行う場合において、時間内に処理しきれないため、基本サービス時間を超えて処理する場合
- ・オンラインの時間外サービス時間に障害が発生し、復旧作業を処理する場合
- ・オンラインサービス時間外でなければ処理できないため、基本サービス時間外又は区役所閉庁日に処理する場合

(5) パンチ入力及び封入・封緘サービス

実際には発生が予測されるが、企画提案においては無いものとする。

以上

現行システムが有する基本機能

システム名	サブシステム名	処理項目	機能概要		
住記印鑑システム	住民記録	記載系異動	転入・未届転入・出生・職権記載・帰化・国籍取得による住民基本情報・世帯情報の登録 転出取消による転出前住民票の回復 職権回復による職権消除住民票の回復 異動確認書出力／職権記録書出力／住民票写し出力		
		修正系異動	転居・世帯主変更・世帯変更による住民基本情報の修正 世帯変更・世帯合併・世帯分離による世帯情報の修正 異動確認書出力／住民票写し出力		
		削除系異動	転出・国外転出・死亡・職権消除・国籍喪失・失踪宣告による住民基本情報・世帯情報の登録 異動確認書出力／転出証明書出力／職権記録書出力		
		その他異動	転入通知による住民基本情報の修正 職権修正による住民基本情報の修正 住民票備考の入力・追加による住民基本情報の修正 事実主の入力・修正による住民基本情報・世帯情報の登録・修正 調査区分入力・修正による住民基本情報の修正 行政事項の入力・修正による住民基本情報の修正 転確地修正による住民基本情報の修正 置換修正による住民基本情報・世帯情報の修正 住民票改製による住民基本情報の修正 住民票写し出力／職権記録書出力		
		証明出力	住民票の写し出力 記載事項証明出力 転出証明書再出力 住民票原本出力		
	印鑑	照会	住民基本情報・世帯情報照会		
		証明・照会	印鑑登録証明書出力／印鑑登録情報照会		
		照会書発行	本人確認照会回答書出力		
		登録	印鑑情報登録／印鑑登録通知書出力／印鑑登録証明書出力／原票(乙)出力／印鑑登録申請照会書		
		廃止・証亡失	印鑑登録情報抹消／印鑑登録抹消通知書出力		
		廃止登録	印鑑情報廃止登録(印鑑情報変更)／印鑑登録抹消通知書出力／印鑑登録証明書出力／原票(乙)出力 印鑑登録申請照会書		
		修正	印鑑情報修正／禁止区分入力・解除		
		引替交付	印鑑登録番号変更／印鑑登録証明書出力／原票(乙)出力		
		印影再入力	印影情報変更／印鑑登録証明書出力／原票(乙)出力		
		職権回復	廃止印鑑情報回復／印鑑登録証明書出力／原票(乙)出力		
		税システム	住民税	普通徴収賦課	一般課税／普通徴収切替／期割額変更／再発行／課税台帳出力／納税通知書出力／扶養否認連絡票出力 ／ 収納連絡票出力／都区民税申告書出力
				特別徴収賦課	給与支払報告書入力／課税台帳出力／扶養否認連絡票出力／転勤処理／『住民税の特別徴収の納入について』出力 ／ 退職処理(特徴切替)／『退職切替のお知らせ』出力／納税通知書出力／納付書出力／収納連絡票出力 ／ 退職分給与支払報告書出力／退職処理(一括徴収)／給与支払報告書訂正／特別徴収復活処理／特別徴収取消処理 ／ 月割額変更処理／特徴合算処理／特徴義務者照会／再発行／特徴課税台帳出力／特徴税額通知書(義務者用)出力 ／
				事務所・事業所課税	事務所・事業所・家屋敷課税(新規・更正・課税・取消・区内移転・別人課税取消・再発行)／基本台帳出力 ／
				強制課税	強制課税処理／減免処理／納税通知書出力／課税台帳出力／扶養・配特否認連絡票出力／収納連絡
				別人課税取消	別人課税取消処理／課税台帳出力／収納連絡票出力
課税対象者マスタ処理	課税対象者マスタ検索／課税対象者マスタ登録／課税対象者マスタ取消／課税対象者マスタ変更				

システム名	サブシステム名	処理項目	機能概要	
システム名	軽自動車税	新規入力	軽自動車新規登録処理／標識交付証明書出力／軽自動車税調定内訳書出力／軽自動車税額等変更及び新規入力連絡票／軽自動車税納税通知書出力	
		名義変更・修正	名義変更処理／軽自動車税調定内訳書出力／軽自動車税額等変更及び新規入力連絡票／軽自動車税納税通知書出力／標識番号変更処理／定置場変更処理／非課税区分入力・修正処理／登録年月日修正処理／項目修正処理／マスタ削除処理	
		廃車照会	廃車処理／廃車申告書(控)出力／保険用証書出力 車両情報照会／標識交付証明書出力／納税通知書出力／廃車申告書(控)出力／保険用証書出力／課税物件異動通知書出力／納税通知書出力	
		型式認定	車体番号登録処理／車体番号修正処理／車体番号取消処理	
		車体番号履歴	車両履歴情報照会	
	収納	収納消込状況検索	収納状況照会／収納状況明細照会／充当内容明細照会／還付内容明細照会／課税状況検索／延滞金	
		収納消込更新	義務者内充当処理／義務者間充当処理／還付処理	
		還付結果入力	還付済日登録／還付取消	
		充当・還付通知書出力	充当通知書出力／還付通知書出力	
		オンライン消込	オンライン消込／済通検索／督促状出力停止／督促状出力停止解除／報奨金登録	
		退職所得処理	一般所得退職所得間充当／退職所得分取消／退職所得分明細入力	
		支出決定処理	支出決定処理／支出決定内容検索／加算金仮計算処理／支出決定内容修正	
		領収日訂正	領収日修正／確定延滞金訂正	
		納期特例処理	納期特例適用／納期特例適用解除	
		送付変更処理	送付換減額処理	
	納税	収納事務	分割納付／一括納付／納付書再発行／郵便振替／支払状況・課税台帳照会／仮消込	
		滞納管理	明細・経過入力／催告発行／支払状況・課税台帳照会	
		納付委託	委託／取消	
		滞納処分	差押入力／交付要求／公売	
		停止・欠損・中断	未納税額支払い停止／欠損処理／中断	
		延滞金減免	減免申請入力／減免許可入力／減免取消入力	
		徴収・換価猶予	猶予申請入力／猶予許可入力／猶予取消入力	
		その他管理	交渉経過入力／電話番号入力／宛名入力／照会／滞納口座管理	
	口座	口座振替 金融機関登録	振替口座登録／変更／廃止 指定金融機関登録／変更／廃止	
	証明	各証明書発行	住民税課税証明書出力／住民税納税証明書出力／軽自動車税納税証明書出力	
	検索			
	共通			
	国保システム	資格	照会	個人情報照会／世帯情報照会／個人詳細情報照会
			取得	資格の取得(介護保険2号対象者含む)
			喪失	資格の喪失(介護保険2号対象者含む)
			世帯管理	世帯分離／世帯合併
			データ訂正	個人情報変更／世帯情報変更／退職情報変更／得喪日
			保険証	保険証発行／保険証回収
資格証明書			資格証明書発行／資格証明書回収	
老・長・公入力			老人・長期・公害・第三者該当日入力／老人・長期・公害・第三者非該当日入力	
賦課		照会	個人情報照会／世帯情報照会／個人詳細情報照会	
		照会書管理	住民税課税状況照会書発行／照会書賦課情報登録／賦課情報変更	
		減免	保険料減免変更／保険料軽減変更／納入通知書発行	
		賦課異動	窓口清算処理／資格取得賦課処理／資格賦課異動処理	
給付		口座	口座振替情報管理	
		納通	納入通知書発行	
		レセプト	レセプト情報照会／入力／変更	
	高額療養費	高額療養費情報照会／入力／変更		
	助産・葬祭	助産費・葬祭費情報照会／入力／変更／削除		
収納	療養費	療養費情報照会／入力／変更／削除		
	はり・灸	はり・灸情報照会／入力		
	消込検索	納入状況検索／済通状況検索／充当・還付状況検索／資格賦課状況検索		

システム名	サブシステム名	処理項目	機能概要	
		消込更新	充当・還付処理／整理票発行／還付通知書発行	
		還付・充当結果入力	還付結果入力	
		充当・還付通知書出力	充当通知書発行／還付通知書発行	
		オンライン消込	消込入力／督促停止／督促解除／催告停止／催告解除	
	納税	収納		分割納付処理／納付書発行／分納誓約書発行／分割納付取消／郵便振替処理／納付依頼書発行／差押予告書発行／特別納付相談通知発行／滞納整理台帳発行／交渉経過一覧発行／納付依頼書発行停止／収納明細検
				証券受領書発行／内訳書発行／納付書発行／証券処理取消
		証券処理		証券受領書発行／内訳書発行／納付書発行／証券処理取消
		差押		差押入力／差押取消
		欠損		不能欠損処理／不能欠損取消／時効中断処理／時効中断取消
		仮消込処理		見なし納付消込
		延滞金		延滞金計算
		交渉経過・電話番号管理		交渉経過入力／電話番号登録／電話番号抹消／連絡先名称入力
		照会・発行	照会	登録済データの照会
	帳票発行	外国人登録原票		
		外国人登録申請書		
		変更登録申請書(1枚)		
		変更登録申請書(2枚)		
		外国人登録証明書交付申請書／変更登録及び家族事項登録申請書／登録事項確認申請書		
		外国人登録写票／外国人登録証明書交付報告書		
		変更登録報告書		
		外国人登録証明書交付報告書／家族事項登録報告書／変更登録報告書		
		外国人登録原票閉鎖報告書		
		外国人登録証明書調製用台紙／署名原紙		
		外国人登録証明書交付予定期間指定書／変更指定書		
		乙様式登録証明書		
		外国人登録原票送付請求書／外国人登録原票送付書		
		原票記載事項証明書		
		回答書		
		調製事務依頼用データ一覧		
		外国人登録事務に関する実績調査票	指定した期間での取扱種別ごとの実績一覧を出力する	
		外国人登録国籍別年齢別男女別人員調査票	指定した基準日での国籍別男女別外国人数を16歳未満／以上別の一覧表に出力する	
		外国人登録在留資格別年齢別男女別人員調査票	指定した基準日での在留資格別男女別外国人数を16歳未満／以上別の一覧表に出力する	
		外国人登録確認(切替)申請予定数調査票	基準日での確認(切替)予定対象者数を月別(年度別)に出力する	
		外国人登録証明書の切替のお知らせ	指定した基準月に確認(切替)を行う必要のある者に対する通知を出力する	
		外国人登録異動処理リスト	指定した期間の異動状況を出力する	
		町丁目別年齢別男女別人口集計表	現在の外国人登録者の年齢別男女別一覧を町丁目別に出力する	
		外国人登録バックアップリスト	現在の登録している外国人情報を全件出力する	
		外国人登録番号台帳	指定した期間で付番された登録内容の一覧を16歳未満／16歳以上／転入分の3種類に分けて出力する	
		外国人登録受付番号簿	指定した期間に採番された受付番号の内容を出力する	
		外国人登録確認(切替)対象者一覧	指定した基準月の確認(切替)対象者一覧を出力する	
登録異動処理	新規系	入国		
		出生		
		日本国籍離脱		
		その他新規		
		新規後処理		
		転入		
		転入後処理		
		回復		
		登録証交付系	永住	
			引替	
	引替(変更)			
			引替(訂正)	

システム名	サブシステム名	処理項目	機能概要
		再交付	
		確認(11条1項)	
		確認(11条2項)	
		訂正発行	
		事実上書換	
		再調製	
	変更系	変更	
		訂正	
		職権変更	
		エラー修正	
		転居	
		一部無効	
	閉鎖系	世帯変更	
		出国	
		国籍取得	
帰化			
その他			
転出			
地位協定			
登録無効			
職権閉鎖			
登録証管理	外国人登録証明書	外国人登録証明書交付／未交付管理	
	法務省調製FD作成	外国人登録証明書調製依頼用FD作成	

平成13年度 システム検討部会員名簿

- (1) 導入申請システム評価部会
 (2) 住民情報システム事業者選定部会

	所 属	氏 名	所 属	
1	企画部企画調整課		(1)	(2)
2	企画部財政課		(1)	(2)
3	企画部広報課		(1)	
4	総務部総務課		(1)	
5	総務部職員課		(1)	
6	総務部税務課	◎	(1)	(2)
7	同上			(2)
8	同上			(2)
9	総務部営繕課		(1)	
10	地域振興部地域振興課		(1)	
11	地域振興部戸籍住民課		(1)	(2)
12	同上			(2)
13	保健福祉部管理課		(1)	
14	保健福祉部保険年金課			(2)
15	同上			(2)
16	千代田保健所保健サービス課		(1)	
17	都市整備部都市計画課		(1)	
18	都市整備部土木管理課		(1)	
19	収入役室		(1)	
20	教育委員会事務局庶務課		(1)	
21	環境清掃部清掃リサイクル課		(1)	

(注) ◎印は部会長

委託事業者選定基準による企画提案書評価

1. 総括表

評価項目	配点
(1) 会社概要	20
(2) 提案の主旨	25
(3) 提案システムの基本方針	20
(4) システムの品質	23
(5) アプリケーション	60
①調査・基本設計	25
②開発	28
③保守	7
(6) 受託事業者センターセキュリティ	60
(7) システム運用について	40
①プラットフォーム運用	13
②アプリケーション運用	27
(8) ハードウェア及びネットワークについて	30
①ハードウェア管理	6
②稼働環境の管理	12
③ネットワーク管理	12
(9) 支援業務について	13
①システム診断・コンサルティング	8
②教育・研修	5
(10) 導入実績	20
(11) 体制	30
①開発体制	7
②運用体制	23
(12) 経費算出等	6
(13) 総合	18
合 計	365

2. 総合評価

総合評価ポイント＝評価得点合計／6カ年総経費（単位：万円）

取扱注意

委託事業者選定基準による企画提案書評価

3. 項目別配点表

(1) 会社概要		(20点)
①	名称	
②	所在地	
③	設立年月日	
④	資本金	
⑤	従業員数	
⑥	最近3カ年売上高	従業員数1人当たりの売上高が毎年2,000万円以上ある
⑦	主な業務内容	2
⑧	外部センターの名称・所在地	
⑨	公的資格の取得状況	経済産業省/安全対策実施事業所の認定を受けている プライバシーマーク制度の認定を受けている(申請中は2点) 経済産業省/システムインテグレーション登録の認定を受けている(申請中は1点。以下同じ) 経済産業省/特定システムオペレーションの認定を受けている ISO/9000シリーズを取得している ISO/14000シリーズを取得している その他の公的資格(総務省/データ通信ネットワーク安全信頼性基準等)の認定を受けている
(2) 提案の主旨		(25点)
①	提案のねらいと概要	住民情報の一元管理および総合窓口化について考慮されている 電子自治体構築に向けたビジョンが明確で、その基盤となるシステムである 個人データの保護等セキュリティ面について考慮されている ハード的にもソフト的にも信頼性が高くかつ簡素なシステムである システム間のデータ連携が確実かつ簡素化されている 新しいシステムの導入により経常経費を現在のシステムより低く抑えることができる
(3) 提案システムの基本方針		(20点)
①	システムの設計の基本方針	パッケージ化され、標準化されたシステムを用いるものである
②	システムの開発の基本方針	千代田区の体制(役割分担)が明らかにされ、ユーザ側の負担を軽減する内容となっている 開発資源、作業場所について、受託事業者において用意されている プロトタイプ手法の採用等ユーザが内容を理解しやすい開発方法である カスタマイズ部分の切り分けが明確にできる内容である
③	システムの運用の基本方針	千代田区の体制(役割分担)が明らかにされ、ユーザ側の負担を軽減する内容となっている 個人データの保護について考慮されている
④	システムの保守の基本方針	法改正等への対応が柔軟にできる内容となっている 経費が少なく済む工夫がされている
⑤	共同事業	単独であるか、共同事業の場合に体制(役割分担)が明確である
(4) システムの品質		(23点)
①	システムの処理性能	処理量のピークに対応できる内容になっている システムの負荷が均一化されている
②	システムの信頼性	システムの成熟性が高い システムの障害の場合に仕様化された達成レベルが維持できる システムの障害時に復旧のための時間及び労力が少ない
③	システムの安全性	システムに対する不当なアクセスを排除する機能がある 改訂による予期せぬ影響を最小限に止めることができる
④	システムの拡張性	新しい機能の追加が簡易にできる 法改正などへの対応が柔軟にできる
⑤	システムの移植性	端末などの増設が簡易にできる 別のシステムへの移行が簡易にできる システムが業界標準の技術に基づいて構築されている 特別な作業なしでシステムの稼働環境の変化に対応できる
⑥	システムの保守・運用の経済性	障害原因の診断や改訂すべき機能の識別が容易にできる システム資源を余すことなく効率的に運用できる 外字の作成及び登録ができること
⑦	システムの操作の容易性	システムの利用者が容易に理解できる 利用者がシステムの操作を容易に習得できるよう配慮されている
⑧	システムの使用機器の省スペース	事務所スペースの効率的な使用について考慮されている システム全体で省エネルギーなどの環境への配慮がされている
⑨	電子自治体構築との関連	本件システムの電子自治体構築に向けた拡張が具体的に述べられている
(5) アプリケーション		(60点)
①	調査・基本設計	
ア	機能概要(住民記録)	業務の対象範囲が要件を満たしている
イ	機能概要(印鑑登録)	業務の対象範囲が要件を満たしている
ウ	機能概要(外国人登録)	業務の対象範囲が要件を満たしている
エ	機能概要(住民税)	業務の対象範囲が要件を満たしている
オ	機能概要(軽自動車税)	業務の対象範囲が要件を満たしている
カ	機能概要(国民健康保険)	業務の対象範囲が要件を満たしている
キ	機能概要(宛名)	業務の対象範囲が要件を満たしている
ク	機能概要(選挙)	業務の対象範囲が要件を満たしている
ケ	一般的な更新系業務のオンラインレスポンスタイムの開発目標値	1秒以内 3秒以内 5秒以内
コ	住民基本台帳NWへの対応	住民基本台帳ネットワークシステムへの対応が円滑に行える提案である
サ	利用者の認証式別方式及び利用履歴	利用者がシステムにログインする場合にID、パスワードに加え、よりセキュリティレベルの高い認証識別方式を採用している システム利用者のアクセスログを管理している

② 開発					
ア	開発手法	プロトタイプ方式の採用などにより開発に係るユーザ部門の負荷が軽減できる	1		
		パッケージソフトが広範囲に適用でき開発作業の大幅な軽減が見込める	1		
		他自治体で開発したアプリケーションが広範囲に適用でき過度の作り込みを抑制できる	1		
	イ	開発言語	一般的に普及している開発言語を使用している	3	
	ウ	利用DBMS	一般的に普及しているDBMSを使用している	3	
	エ	開発ツールと機能	有効なツールの利用により開発期間の短縮に向けての方策を講じている	2	
	オ	進捗状況管理	内部的な定期報告や進捗会議の開催など進捗状況の管理に関する方策が講じられている	2	
	カ	大日程計画	仕様決定までの関する打ち合わせ期間が3ヶ月以上設定されている	2	
	キ	データ移行方法	登録されているデータの調査を行い、データの再編成による移行が可能である	1	
			機械的な変換作業により現行システムのデータ移行が可能である	2	
	ク	外字移行方法	登録されているデータの調査を行い、データの再編成による移行が可能である	1	
			機械的な変換作業により現行システムのデータ移行が可能である	2	
	ケ	印影データ移行方法	登録されているデータの調査を行い、データの再編成による移行が可能である	1	
		機械的な変換作業により現行システムのデータ移行が可能である	2		
コ	既存システム（メインフレーム）とのデータ連携方式	既存システムへの影響範囲を最小限に止めることが可能な方式を採用している	2		
サ	既存システム（メインフレーム以外）とのデータ連携方式	既存システムへの影響範囲を最小限に止めることが可能な方式を採用している	2		
③ 保守					
ア	パッケージのバージョンアップなどの対応	バージョンアップなどによるパッケージソフトの最新版が無償提供できる	3		
	イ	保守作業の軽減策	プログラム修正方法の標準化などにより保守作業を軽減する方策を講じている	2	
	ウ	ドキュメントの修正方法	ツール類を使用するなどして効率化を図っている	2	
(6) 受託事業者センターセキュリティ		(60点)			
①	公的資格の取得状況	経済産業省／安全対策実施事業所の認定を受けている自社の外部センターを適用する	4		
		経済産業省／安全対策実施事業所の認定を受けている協力会社の外部センターを適用する	3		
		プライバシーマーク制度の認定を受けている	4		
		プライバシーマーク制度の認定を申請をしている	2		
		経済産業省／システムインテグレーション登録の認定を受けている(申請中は1点。以下同じ)	2		
		経済産業省／特定システムオペレーションの認定を受けている	2		
		ISO/9000シリーズを取得している	2		
		ISO/14000シリーズを取得している	2		
		その他の公的資格(総務省／データ通信ネットワーク安全信頼性基準等)の認定を受けている	2		
		②	個人情報の保護に関する組織の体制	管理責任者の他、システム運用、データ保管、各種設備、防災などの責任者から構成されている	3
		③	個人情報の保護に関する組織の任務	安全目標の設定や個別事項に関する立案・実施、総合的な評価などの総括的な任務となっている	3
		④	個人情報の保護に関する特別の取り組み	①～③・⑤～⑬以外の取り組みを行っている	3
		⑤	要員に対する教育・訓練の実施内容	セキュリティ対策の実効性を高める教育・訓練の内容となっている	3
⑥	外部センターの入退館管理方法	24時間警備を実施し、社員以外の立ち入りは記帳管理している	1		
		物品の持ち込み持ち出し管理を実施している	1		
		防犯カメラを設置している	1		
⑦	マシン室の入退出管理方法	物品の持ち込み持ち出し管理や入り口に磁気媒体の盗難防止装置を設置している	1		
		IDカードとパスワードなどの併用による開閉装置をもうけている	1		
		個別の入退室記録が取得できる	1		
		防犯カメラを設置している	1		
⑧	磁気媒体（磁気テープなど）の管理方法	磁気媒体の取扱者以外には判別不可能な記号番号などで管理している	1		
		オペレータと独立した磁気媒体管理者を設けている	1		
		磁気媒体の自動装填装置を導入している	1		
		保管庫には限られた特定の者しか入室できない	1		
⑨	磁気媒体の廃棄方法	データの消去および粉碎の上廃棄している	2		
⑩	不要帳票の廃棄方法	外部センターで溶解やシュレッダーの処理を実施している	2		
		外部センターと異なる場所で溶解やシュレッダーの処理を実施している	1		
⑪	ウイルス対策	新たなコンピュータウイルスへの対応を可能とする対策を講じている	2		
⑫	不正アクセス対策	コンソールへの警告表示やアラーム機能などにより不正アクセスの即時把握に関する方策が講じられている	1		
		システムのログなどを基にした不正アクセスの調査分析が可能である	1		
		ファイアウォール設置などの不正アクセスに対する対策を講じている	1		
⑬	停電や災害時に対する備え	建物の構造が震度7以上に耐えられる免震構造となっている	2		
		建物の構造が震度7以上に耐えられる耐震構造となっている	1		
		電源は2系統以上受電が可能である	1		
		瞬間的な停電等に対応できるよう無停電電源装置が設置されている	1		
		停電の時にサーバの運用に支障の無いように自家発電装置が設置されている	1		
		火災に備えてハロン消火設備などを有している	1		
		水害への備えがある	1		
災害時の要員確保の方策が確立されている	1				

(7) システム運用について (40点)

① プラットホーム運用		
アハードウェア定期点検の頻度	年4回以上 年2回以上	2 1
イハードウェア資源管理の対象	性能 磁気ディスクなどのキャパシティ管理 ハードウェア機器構成の管理/変更管理	1 1 1
ウ日常点検の内容	テストモードによる点検 テストプログラム/診断プログラムによる点検 エラーログなどの資料による点検 消耗品の交換/清掃などの予防保守	1 1 2 1
エ監視通報体制	サーバの監視機能を一カ所に集中配置し一元的な管理が行えるなどの迅速な通報体制が整備されている サーバの24時間の監視体制が整備されている	1 1
オハードウェア提供元との連携	自社でハードウェアを供給又はハードウェアの提供元と強力なパートナーシップを構築している	1
② アプリケーション運用		
アデータのバックアップ対象	磁気ディスク全体についてバックアップを行っている データベースについてバックアップを行っている	2 1
イデータのバックアップ頻度	日時のバックアップを行っている 週時のバックアップを行っている	2 1
ウバックアップデータの遠隔地保管	バックアップデータを遠隔地に保管する	1
エ障害時のリカバリ方法	障害発生時点までリカバリ可能な方式を採用している 前日のデータバックアップ時点までリカバリ可能な方式を採用している	2 1
オマシンスケジュールの調整方法	運用管理ツールや運用支援システムの活用などにより負荷軽減の方策が講じられている	2
カオペレータの管理方法	オペレーション規約や指示ルートが自社の規約で定められているなどオペレータの役割分担が明確である	1
キオペレーション作業の指示方法	入力表の受け渡しに関し紛失や情報漏洩防止に関する方策を講じている	2
ク入出力データの授受とチェック方法	入出庫管理や保管方法の自社の規定などにより事故防止に関する方策が講じられている	2
ケ成果物の確認方法	成果物の事後処理の前に成果物を人間の目で確認できる体制ができている。	2
コ成果物の事後処理での事故防止策	成果物の事後処理後にも成果物を人間の目で確認できる体制ができている。	2
サ成果物の配送に要する時間	3時間未満 3時間以上	2 1
シ成果物の配送に関する事故防止策	入出庫伝票による成果物の授受状況を確認できる 事前に届出している専門のデリバリー担当者により搬送する 施錠されている専門の保管庫などを使用している	2 1 2

(8) ハードウェア及びネットワークについて (30点)

① ハードウェア管理		
アサーバの種類	業務単位に独立したサーバを導入できるなど仕様要件を満たしている	1
イサーバのOS	UNIX又はWindows NT又はWindows 2000の提供を予定している	1
ウサーバの性能	仕様要件を満たす性能を有している	1
エ端末機器などの種類	同一の機種又は機器で構成されている	1
オ端末機器などのOS	Windows NT又はWindows 2000の提供を予定している	1
カ端末機器などの性能	標準的な性能を満足する新製品の提供を予定している	1
② 稼働環境の管理		
ア稼働環境の監視内容	ネットワークトラフィックの監視が可能な方式を採用している	2
イ障害情報の収集方法	ネットワーク障害の監視が可能な方法となっている	2
ウ障害時および障害回復時の連絡体制	障害への迅速な対応が可能な体制が確立している	2
エ障害時運用マニュアルの作成	障害時の影響を最小限に止め運用を継続する対応方法をマニュアルとして整備している	2
オ回復手順のテスト・訓練	障害回復処理のマニュアルに基づくテストや訓練を定期的実施している	2
カ障害時の判断と手順化	障害時の判断と手順をマニュアルなどで整備している	2
③ ネットワーク管理		
ア外部センターから庁舎までの回線及び当該回線選択の理由	回線のデータ転送速度が十分仕様を満たしている 回線の障害に備えた安全策が採られている セキュリティが十分配慮されている 回線費用を低く抑えることができる	2 2 3 1
イトラフィックの軽減策	トラフィックが少なく済むアプリケーションの作り込み等の軽減策を講じている	2
ウ暗号化技術の採用	データの暗号化技術を採用している	2

(9) 支援業務について (13点)

① システム診断		
アコンサルティングに関するサービス	専門組織による対応など幅の広い有効なコンサルティングが期待できる	2
イシステム全体の性能や品質のデータ分析	性能データの整理及び分析が可能な方策を講じている	2
ウトラブル発生の予測	システム監視データの分析結果を基にしたトラブル発生の予測と具体的な対策が講じられている	3
エ限界性能の予測	今後の需要予測に対する限界性能の予測が可能な方策を講じている	1
② 教育研修		
ア研修の内容	集合研修以外にシステムに研修機能が用意されている	2
イ研修の機材	研修のための機材を用意することができる	1
ウ研修のテキスト	研修のためのテキストを用意することができる	1
エ研修の講師	研修のための講師を用意することができる	1

(10) 稼働実績		(20点)
① 開発・稼働実績	人口10万人以上の自治体を中心	4
	人口5万人以上10万人未満の自治体を中心	6
	人口5万人未満の自治体を中心	4
② 方式	C/S	4
	C/Sとメインフレーム	3
	Web	5
	Webとメインフレーム	3
③ アウトソーシング受託	C/SとWeb	4
	実績がある	3
④ 共同運用	複数の実績がある	5
	実績がある	2
	複数の実績がある	4
(11) 体制		(30点)
① 開発体制		
ア組織構成	開発全体の進捗管理や緊急時の支援などを考慮した万全の体制が組織的に整備されている	4
	開発全体の進捗管理を考慮した標準的な体制が組織的に整備されている	2
	開発に必要な最低限の体制は組織的に整備されている	1
イ要員配置	開発に必要な要員の配置がされている	3
② 運用体制		
アシステム運用業務の組織構成	システム運用業務全体の進捗管理や緊急時の支援などを考慮した体制が組織的に整備されている	3
	システム運用業務全体の進捗管理を考慮した標準的な体制が組織的に整備されている	2
	システム運用業務に必要な最低限の体制は組織的に整備されている	1
イシステム運用業務の要員配置	システムを理解している複数の要員が確保されている	2
	システムを理解している要員が確保されている	1
	必要に応じ区に常駐できる	2
ウオペレーション業務の組織構成	オペレーション業務全体の進捗管理や緊急時の支援などを考慮した体制が組織的に整備されている	3
	オペレーション業務全体の進捗管理を考慮した標準的な体制が組織的に整備されている	2
	オペレーション業務に必要な最低限の体制は組織的に整備されている	1
エオペレーション業務の要員配置	複数の要員が確保されている	2
	1人の要員が確保されている	1
オシステム保守業務の組織構成	システム保守業務全体を考慮した万全の体制が組織的に整備されている	3
	システム保守業務全体を考慮した標準的な体制が組織的に整備されている	2
	システム保守業務に必要な最低限の体制は組織的に整備されている	1
カシステム保守業務の要員配置	システムを理解している複数の要員が確保されている	2
	システムを理解している要員が確保されている	1
キ支援業務の組織構成	業務に必要なデータの提供や円滑な支援を考慮した体制が組織的に整備されている	2
	業務に必要なデータの提供や円滑な支援に必要な最低限の体制は組織的に整備されている	1
ク支援業務の要員配置	システムを理解している複数の要員が確保されている	2
	システムを理解している要員が確保されている	1
	必要に応じ区に常駐できる	2
(12) 経費算出等		(6点)
① 一時的経費		
アパッケージ導入費	明細が明確になっている	2
イパッケージ稼働に必要な経費		
ウハードウェア導入費		
エハードウェア設置調整費		
オインストール費用		
カシステム作業費		
キ研修費		
クその他必要経費		
② 経常経費		
アアウトソーシング経費	明細が明確になっている	2
イパッケージ保守費		
ウハードウェア保守費		
エその他必要経費		
③ 将来的経費		
ア電子自治体に向けた導入費	明細が明確になっている	2
(13) 総合		(18点)
①システム再構築の目的に合致し、かつ、個人情報の保護を考慮した提案内容となっている		6
②仕様書の趣旨を踏まえ、より効率的な導入を進めるための工夫や将来の展望などを提示する提案内容となっている		6
③区で検討が必要な事項や問題点を明らかにするなど実現性を考慮した提案内容となっている		6

※各項目に該当する場合、右端の得点を加算する。ただし、(13)総合については、1項目について6点満点で評価する。

住民情報システム再構築に関する事業者の選定について

平成13年9月7日
システム検討部会
(事業者選定部会)

1	選定対象と選定の概要	1
2	再構築の目的との関連の評価	1
3	技術的側面の評価	3
4	アプリケーションの評価	5
5	個人データの保護等セキュリティ面の評価	6
6	稼働及びアウトソーシング受託実績の評価	7
7	総合的評価	8
8	特記すべき事項	8
9	結論	9

1 選定対象と選定の概要

選定対象は、今回提案書の提出依頼に対し提案書の提出があった6社（注1）である。

システム検討部会（事業者選定部会）は、3回の部会を開催し、各社の住民情報システムの再構築の企画提案について、再構築の目的との関連、技術的側面、アプリケーション、個人データの保護等セキュリティ面及び稼働及びアウトソーシング受託実績等に重点を置いて評価・比較検討し、事業者の選定作業を行った。

評価・比較検討は、提出された「住民情報システムの再構築に関する提案書」及び付属資料、8月24日・27日の両日に実施したプレゼンテーション並びに選定期間中の質問事項への回答に基づき行ったが、過去に情報システム課等が実施した他自治体やアウトソーシングセンターへの訪問調査等も参考とした。

（注1）提案のあった6社・・・A社、B社、C社、D社、E社、F社

なお、B社の提案は、B社がメインとなって、システム全体のコンサルティングとネットワークの構築・運用・保守を行い、G社がS I（システムインテグレーション）作業（システムの企画・調達等）を、H社がシステムの設計・開発・保守・運用を担当するという、3社の共同作業による再構築提案である。

2 再構築の目的との関連の評価

まず、各社の提案を仕様書に示した再構築の目的…すなわち、総合窓口を可能にし、電子行政サービスに向けた基盤を整備すること…と照らし合わせてみる。なお、以下の各項目の評価においては、別紙1「事業者提案の技術的側面などからの比較表」を参照されたい。

(1) 各社の提案

①C社

総合窓口については、住民情報を一元管理し、業務間連携の仕組みによりワンストップサービス

が可能としているが、電子行政サービスについては、電子自治体の構築に向け拡張を続けるとしているだけで、電子自治体の基盤となる技術であるWeb方式を採用しながらそのことへの言及や具体的な取り組みの記述がなされていない。

②B社

総合窓口については、「総合窓口システム（証明書窓口システム、異動窓口支援システム）によるワンストップサービス」として、具体的に「証明書発行」及び「異動処理」をサポート（後方支援）担当とリンクすることにより実現できるとしている。電子行政サービスについては、e-自治体構想により体系化し、電子自治体対応のASP的サービス（注2）により提供していくとし、電子申請等個々の電子行政サービスについても具体的に述べている。

（注2）ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）サービスとは、インターネット等のネットワークを経由して業務アプリケーション（ここでは、電子申請や電子調達）を提供すること。アプリケーションやサーバを管理せずに、サービスだけを受けることができる。

③D社

総合窓口については、クライアントでのマルチ処理（並行して複数の業務を同時に起動する）により対応できると考えられるが、総合窓口ということにはあまり触れられていない。

D社の特徴は、電子自治体の推進を提案のポイントの第一に挙げているところにある。電子自治体に向けた情報基盤の確立のために、まず、住民記録システムにより住民情報に係る基本情報を「総合行政データベース」として整備するとしている。第二段階として、「総合行政データベース」を核に各システム間の連携を実現し、さらに、電子自治体対応に必要なWeb方式の電子申請等の基盤をかませることにより電子自治体を実現するとしている。なお、B社同様、基盤についてはASPサービスで提供するとしている。

④E社

総合窓口については、総合窓口機能として個人の様々な情報を一つの画面で参照できる「総合窓口画面」、一つの画面から各種証明書を発行できる「証明書発行画面」が用意されている。また、それらの画面からは、各業務の詳細画面に推移できる。これらが大きな特徴となっており、なかなか優れた作りとなっている。

一方、E社もD社同様に、電子行政サービスへの対応を第一に挙げており、電子行政対応方針として、住民サービスの向上（24hサービス、ワンストップ/ノンストップサービス）、内部事務の効率化（庁内事務の横断的連携）、不正アクセスをガードできるシステム形態の3つを定義している。しかしながら、それらをE社のコア技術を活用し提供すると述べられているだけで、具体性のないものとなっている。

⑤F社

総合窓口については、共通宛名サブシステムといういわゆる顧客管理システム、総合住民情報データベースを整備し、証明書発行や照会の一元処理、各システム間の連動などにより対応している。

電子行政サービス面では、電子自治体の将来イメージ、電子自治体実現に向けたコンセプトやスケジュールを明らかにしている。特に、Back Office（基幹システム）、Middle Office（電子化処理のための統合システム）、Front Office（内部は「イントラネット」、他の行政機関とは「総合行政ネットワーク」、区民/企業とは「インターネット」という3つのITネットワーク）からなる電子行政システム概念は、電子行政を判りやすく表現するとともに、Web方式で住民情報システムを構築する意味も説明する優れた概念である。

⑥A社

総合窓口については、窓口等の統合化のため、既存の介護保険システムを廃止し、住民情報システムに新たな介護保険システムを組み込むことを提案しているのが大きな特徴である。これは、現システムとの共用ではシステム切り替えが必要であり、同一画面での処理ができないことから、統合窓口の実現が困難との理由による。

電子行政サービスについては、再構築後のサーバシステムとアウトソーシングの組み合わせに、「eソリューション行政システム」を導入することで実現するとしており、電子自治体構築にアウトソーシングが果たす役割は、しっかり把握されている。

(2) 評価

総合窓口については、B社、E社がシステムの中で具体的な対応をしており、また、F社も顧客管理的発想を導入しており評価できる。また、A社の介護保険システムの統合という提案は、言われて初めて気がつく盲点を突いた発想である。一方、C社、D社は、総合窓口への対応が具体的に見えてこない。

電子行政サービス面では、今後の取り組みとなることから、各社とも具体性には欠ける面があるが、ビジョンや概念についてはF社が優れており、B社、D社もASP的サービスの導入という点で評価できる。

3 技術的側面の評価

新たな住民情報システムとして仕様書で求めたのは、汎用コンピュータ処理に替わるサーバシステムの構築であり、その技術的側面を評価・検討する。

(1) 方式

各社の提案は、C社とF社がWeb方式、B社がC/S+汎用コンピュータ（大量バッチ処理）方式、E社がC/S方式、D社がC/Sターミナルサーバ方式であり、A社が当初の住民記録システム等がC/Sターミナルサーバ方式又は通常のC/S方式、2次の税等導入時に全てWeb方式にしている。

サーバシステムの各方式について、その特徴及び長所・短所を挙げてみると、C/S方式はサーバとクライアントで分散・協調して処理を行うシステムで、技術的には既に確立されたものであるためシステムとして技術的に最も安定している。その反面、クライアントでも処理を行うために、クライアントにもアプリケーションがインストールされてなければならず、OS（基本ソフト）も同じバージョンのものでないと稼働しないなど、煩雑なクライアント管理が必要であり、保守性の低さが短所として挙げられる。

C/Sターミナルサーバ方式は、メタフレーム技術（注3）を採用したシステムで、サーバにおいて処理を完結し、処理結果だけをクライアントに転送・表示するため、クライアントの機種やOSなどを選ばない。また、転送も差分だけでよいことから回線への負担も少なく、容量の少ない出張所までの回線においても庁内と同じ程度のレスポンスが期待される。しかし、サーバでの集中処理のためサーバの能力がC/S方式に比べ高いものが要求され、また、新しい技術を利用するため適用事例が少なく、システムの安定稼働には疑問が残る。

Web方式は、C/Sターミナルサーバ方式と同様に処理は全てサーバで行うため、クライアントの機種やOSに依存しない。インターネット技術により、クライアントからブラウザでアクセスすることで表示・印刷するもので、クライアントにはWeb機能さえあれば良いので保守性は高い。短所

は、技術的には歴史が短くまだ成熟しておらず印刷の制御が難しいなどの問題があり、これから2・3年後には安定性が確立された技術となるであろうとされている。

以上から、現在もっとも安定した稼働ができるのはC/S方式であるが、電子自治体の基盤となる技術ではないため、電子自治体として業務を行う場合にはシステム変更が必要となり、また、保守性は他の方式に比べて非常に悪い。C/Sターミナルサーバ方式は、保守性には優れているものの基本的にはC/S方式と同じ技術であり、電子自治体の基盤となる技術ではない。Web方式は、技術的には未熟な点があるが、電子自治体構築の基本技術となるものであるため、その基盤整備という点からして最も好ましい方式と言える。新システム稼働が1～2年後となるので、技術の成熟という点でも問題はない。

したがって、今回再構築する住民情報システムにおいてはWeb方式を採用することが望ましいと考えられ、この点からはC社、F社、A社の3社が選択される。さらに、1次稼働の住民記録、印鑑、外国人システムをC/S方式で導入し、税システム等の2次稼働時に全ての業務システムをWeb方式に置き換えるとするA社の提案は、現在の技術動向やシステムの安定稼働という点から、最も優れていると考えられる。

(注3) メタフレームとは、処理は全てサーバで集中処理し、クライアントにはその結果だけをサーバの制御の下に画面表示するもので、クライアントの機種やOS、スペックを問わない。また、通信回線の容量も小さくて済む。比較的新しい技術であり、米国のシトリックス社が所有する技術である。

(2) OS

サーバとクライアントのOSは、システムやネットワークの要となるサーバOSについては、WindowsNTとする提案が2社、Windows2000とする提案が4社であった。Windows2000は、WindowsNTの技術を継承する後継のOSであり、いわゆる「枯れた」という意味合いではWindowsNTが優位と考えられるが、これから先のマイクロソフト社のサポート等を考慮すると、今期導入するシステムのサーバOSとしてはWindows2000がふさわしいと判断される。Windows2000の提案は、C社、D社、E社、A社の4社である。

クライアントOSについては、1社を除きWindows2000を推奨している。これは、個人データの保護等のセキュリティ面からして妥当な選択であると考えられる。C社だけは、Web方式のためクライアントOSは何でも可とのことであったが、セキュリティ面に対する配慮が不足していると判断せざるを得ない。

(3) データベースシステム

データベースシステムについては、B社、D社、A社の3社がORACLE(オラクル)を、C社がSQLserverを提案しており、この4社は業界スタンダードを採用しているといえる。一方、E社及びF社は、いずれも自社製品を採用している。移植性等のオープンシステムの観点から、前4社を選択したい。なお、ORACLEとSQLserverを比較すると、現時点では前者がよりスタンダードといえる。

(4) 開発言語等

開発言語については、各社ともCOBOL、VisualBasic、C++、Java等の一般的なものを使用し、開発ツールを用いているところもあるが、特に差異はない。なお、開発に当たっては、B社及びF社が、開発チームとは別のチームによる第三者検証を実施しており、評価できる。

4 アプリケーションの評価

各社の住民情報システムは、法令に基づく事務処理を行うことから、業務的な側面については基本的に必要とされる処理・機能は備えており、基本業務処理においては各社に大きな優劣の差は生じていないと考えられる。また、パソコン系のシステムとなることから、現行汎用コンピュータシステムの「入力処理中に前の画面へ戻れない」などの操作性の悪さも解消され、検索機能も強化されるなど、使い勝手の面は、どのシステムを導入しても大幅に改善されると判断される。更に、共通あて名システム、収納システムなど、再構築の目的である総合窓口の実現にも、各社一定の対応がなされている。

(1) レスポンスタイム

ところで、一般的な更新系業務のオンラインレスポンスタイムの目標値は、A社が1秒以内としている他は、概ね3秒から5秒以内となっている。一般的に3秒以内であれば優れていると言われることから、この程度であれば、特に各社とも問題はないと思われる。

(2) 保守

アプリケーションの保守であるが、制度の創設等の抜本的な改正を除く通常の法・制度改正については、各社ともパッケージのバージョンアップ（最新版の提供）により対応するとしている。また、機能強化や性能改善についても、F社を除きバージョンアップ対応に含むとしている。

(3) 運用

運用の面からは、C社及びF社が、SEを区に経常的に常駐させている。稼働当初の常駐は、システム全体の安定稼働のために（職員の操作のサポートも含む）必要と考えられるが、経常的な常駐は経費面で大きな負担となることに加え、サーバの設置も含めアウトソーシングする再構築の趣旨に合致しないと考えられる。言い方を変えると、SEが常駐しなければならないようなシステムともとらえられる。

(4) 研修

研修については、操作研修は各社とも導入時等に実施する（F社は各担当への研修は、研修受講者が講師となって実施する方式）としているが、それに加えB社はシステム管理者研修とOA研修を、D社は管理者研修を、A社は情報化・セキュリティ研修を行うとしており評価できる。

(5) 導入手法

以上アプリケーションについて述べてきたが、最後に導入手法について触れる。既にパッケージが実際に稼働しているC社、B社、E社、A社の4社については、現物を提示しながら仕様を確定させていくとしており、短期間の導入や業務主管課の負担の面で特に問題はない。また、システム開発中のD社、F社の2社も、パッケージ+プロトタイプ（試作）手法を採用しているためビジュアルな検討が可能であり、業務主管課の負担増の問題はないと考えられる。

5 個人データの保護等セキュリティ面の評価

(1) アウトソーシングセンター

アウトソーシングセンターの公的資格の取得状況であるが、必要条件とした①経済産業省の情報処理サービス業情報システム安全対策実施事業所認定、②日本情報処理開発協会のプライバシーマーク制度認定は、各社とも満たしている。その他、経済産業省／特定システムオペレーション企業等認定、同／システムインテグレーター登録認定、ISO9001認証等の公的資格を受けている。

アウトソーシングセンターにおけるセキュリティは、上記公的資格に基づきハード面、ソフト面

ともに実施されていることから同等レベルと判断されるが、D社、F社及びA社においては、コンプライアンス・プログラム（個人情報保護の実践遵守計画）に基づく総合的なセキュリティの取り組みを強調している。また、F社は安全対策実施事業所認定に代わる国際標準としてのISO/IEC 17799の取得第1号に取り組んでおり、これらの点は評価される。

なお、アウトソーシングセンターの所在地は別紙1「事業者提案の技術的側面などからの比較表」記載のとおりであり、最も遠いA社でも3時間以内での成果物等の搬送が可能である。

(2) システム利用上

利用者の認証識別方式は、各社とも基本的にIDとパスワードであるが、C社、B社、E社、F社は、ICカードの併用を推奨している。特にB社はLGPKI（地方公共団体における組織認証基盤）整備後の併用を勧めており、電子自治体の構築と連携する提案となっている。

また、各社のシステムとも、利用者のアクセスや操作内容のログを採取しており、利用者履歴の管理が行われている。

(3) システム運用上

① データバックアップ

データのバックアップは、各社とも日次で行われている。全件のデータをバックアップしているのは、C社、E社、F社及びA社の4社であるが、E社は外部媒体でなく、サーバディスクへのバックアップであり、やや難がある。また、バックアップデータの遠隔地保管は、A社だけがオプションでなく県北地区に行っている。

② システムの安全性

システムの安全性については、F社を除く5社がサーバの二重化（待機系又はバックアップサーバを設置）により、サーバに障害が発生した場合の業務継続が可能であるとしている。なお、F社については、1台のサーバ内でのディスクアレイ（RAID(レイド)5）とハードディスク等のハードウェアの二重化の採用に止まっている。

アウトソーシングセンターと千代田区を結ぶ回線については、C社、D社、F社が2重化した提案（特にD社及びF社は、回線障害時の縮退運転によりバックアップ回線の通信容量を小さくしてあり、経費面への配慮が見られる。）であり、B社及びE社はATMメガリンクにより通信が保証されるとしている。A社は、IP-VPNが1回線の提案である。

また、各社ともネットワークを流れるデータの保護について、暗号化技術を採用しているが、D社については、ハードウェアの暗号化装置を採用しているのが特徴的である。

6 稼働及びアウトソーシング受託実績の比較

ここでは、提案のあった住民情報システムの稼働及びアウトソーシングの受託実績を見る。これらは、パッケージソフトを用いて短期間の内にシステムを導入し、かつ、アウトソーシングを行おうとする本区の場合に、実際に他の自治体においてアウトソーシングにより稼働しているかどうかは重要なポイントとなる。

① 稼働実績

稼働実績については、二つの側面を考慮した。一つは本区に導入する予定のシステムの稼働実績（開発中ではない）があるかどうかである。この面では、C社のWebシステム（外国人システムについてはC/S）が4団体、B社がC/S・メインフレーム併用で86団体、E社がC/Sで24団体、A社がC/S（メタフレーム未使用）で27団体となっている。なお、F社は開発中のWebシステ

ムが本区導入時までには2団体稼働予定であり、D社は開発中のC/Sシステムが6団体で導入予定となっている。

もう一つは、本区と同規模の自治体における稼働実績である。これは、必要かつ十分な簡素なシステムという観点から重要であり、この点からは、C社が全て人口10万人以上の団体である他は、いずれも人口5万人未満の自治体を中心であり、人口4万人～10万人で見ると、B社が12団体、E社が4団体、A社が8団体である。なお、D社とF社については、既存のC/S版では同規模自治体で、それぞれ1団体、11団体の稼働実績がある。

②アウトソーシング

アウトソーシングについては、B社及びA社は導入実績の大部分がアウトソーシングによるものであり、C社も複数の実績がある。D社、E社、F社については実績を有していない。

以上から、稼働及びアウトソーシング受託実績については、B社及びA社が優れていると判断される。

7 総合的評価

別添「委託事業者選定基準による企画提案書評価」による評価の結果は、項目別配点表に基づく採点では、258点から240点（365点満点）の中に6社が入っており、大きな差はない。しかしながら、得点合計を6カ年総経費で除しコストパフォーマンスを加味した総合評価ポイントでは、A社が大きく他を上回ったものとなった。

8 特記すべき事項

(1) F社の提案について

F社の提案内容は、DBMSに自社製品を使用していること、待機系サーバが無いこと及びSEを経営的に常駐させる点を除けば、非常に高い評価を与えられる提案と考えられる。

しかしながら、導入スケジュールの変更（注4）については、Webシステムの導入と全面アウトソーシングという新たな試みを見据えた上で、より高品質かつ安定したシステム導入を図るためという考えは高く評価するものの、既存システムの改造で住民基本台帳ネットワークシステムに対応しなければならないこと、また、現行システムの保守運用における非常に厳しい状況を踏まえると、今回の再構築の根幹部分と相容れないと判断せざるを得ない。

(注4) 導入スケジュールの変更提案

住民記録、印鑑、外国人登録、宛名、国保(資格)	:平成15年2月	(半年遅れ)
住民税、軽自動車税	:平成16年1月	(1年遅れ)
国保(賦課・収納・徴収)、選挙	:平成16年3月	(10月遅れ)

(2) B社の提案について

B社は、コンサルティング業務部分において、システム再構築と並列或いは先行して進めなければならない「業務改善」について、業務プロセスの再構築が必要ということを具体的に提案している。この点は、他社の提案には見られない大きな特徴で、システム再構築には業務プロセスの再構築も不可欠というシステム再構築の本質に迫ることから、高く評価できる。

また、B社は、住民基本台帳ネットワークシステム、総合行政ネットワークシステムの構築について十分な実績を有している。このことから、住民情報システムの再構築から始まる電子自治体の構築に向け、優れた技術を幅広く取り込んだ情報化戦略を展開していくためのパートナーとして

は、ベンダーではないこともあり最も適任である。

9 結論

住民情報システムの再構築に関し、具体的なシステムの構築及び運用保守業務についてはA社を、システム再構築の総合的コンサルティング及びネットワークの構築管理についてはB社を、事業者とすることを提案する。

(理由)

これまでの評価・検討結果を一覧にしたものが、別紙2「評価表」である。A社は、合計ポイントで最も高いものとなっており、『総合窓口や電子自治体の構築に向けた基盤となるシステムの導入が可能なこと』、『豊富な稼働実績やアウトソーシングの受託実績を有すること』、『信頼性と安定性があり、かつ、コストパフォーマンスに優れたシステムであること』などの理由から、住民情報システム再構築の事業者としてふさわしい。

ところで、電子自治体への展開といった部分については、高度の専門的な知識を必要とするため、すべてを単独の事業者で行う場合に、その提案内容が適切かどうかという判断が難しい。このため、システム構築事業者以外のノウハウも活用して、より有効な電子自治体への展開や業務プロセスの見直しなどを行っていくべきと考える。また、複数の事業者で協業して行うことで、より良い提案のための競争やシステムが一定方向に偏らないよう相互の監視が働くなどの効果が発生することにより、単独の事業者の場合より優れたシステムの構築や将来的な展開を図ることができると考える。

そのため、『電子自治体構築の基盤である住民基本台帳ネットワークシステムや総合行政ネットワークシステムなどの構築について十分な実績を有し』、『今回の提案において電子自治体の展開や業務プロセスの再構築について最も優れた提案内容であり』、『再構築したシステムが稼働するための基盤である全庁LANの構築業者である』といった理由から、住民情報システム再構築の総合コンサルティング及びネットワークの構築管理については、B社を事業者とする。

事業者提案の技術的側面などからの比較表

事業者名	〇〇〇社	〇〇〇社	〇〇〇社	〇〇〇社	〇〇〇社	〇〇〇社
(1)再構築の目的と提案内容						
① 住民情報の一元管理と総合窓口化	住民情報一元管理 業務間連携	総合異動窓口支援システム 総合証明書窓口システム	マルチ処理	基幹情報の一元管理 総合窓口画面から業務展開	住民情報の一元管理 顧客管理のシステム	介護保険システムの統合
② 電子自治体構築のビジョン	電子自治体へのビジョン がやや弱い	e-自治体ソリューション 電子申請等のASP対応	総合行政データベース構築 電子申請等のASP対応	電子自治体へのビジョン が具体性に欠ける	Web化による電子自治体 コンセプトが明確 電子申請等のASP対応	e-ソリューション行政システムを提供
③ 個人データの保護等のセキュリティー	考慮されている	考慮されている	考慮されている	考慮されている	考慮されている	考慮されている
④ 信頼性が高く簡素なシステム	Web	C/S、メインフレーム併用	C/Sターミナルサーバ方式	C/S	Web	C/Sターミナルサーバ方式 2次でWeb
⑤ 経費の低廉化(現行経常経費 165,000千円との比較)	○ 低い 総額/6年=147,067千円	○ 低い 総額/6年=114,265千円	○ 低い 総額/6年=143,958千円	× 高い 総額/6年=305,064千円	× 高い 総額/6年=181,533千円	◎ 大幅に低い 総額/6年=84,450千円
(2)アプリケーション						
① 調査・基本設計						
ア 機能	共通あて名システム 収納システム	住登外管理システム 収納消込システム	あて名情報システム 収納・滞納管理システム	あて名管理システム 収納システム	共通あて名システム 収納/滞納システム	あて名システム 収納消込システム
イ 一般的な更新系業務のオンライン スポンスタイムの開発目標値	3秒以内 適用事例で概ね実現	3~5秒 5~10秒(重いもの)	3秒 100台構成	5秒以内	3~5秒	1秒以内
ウ 利用者の認証識別方式	IDとパスワード ICカード併用を推奨	担当者コードとパスワード LGPKI整備後ICカード	IDとパスワード	IDとパスワード ICカード併用を推奨	IDとパスワード ICカード併用を推奨	IDとパスワード
エ 利用履歴管理	すべての処理について ログ採取	すべての処理について ログ採取	すべての処理について ログ採取	アクセス履歴	操作履歴	アクセス履歴
② 開発						
ア 開発言語	HTML COBOL97 VisualBasic	VisualBasic6	C++ HOLON/Enterprise (開発ツール)	COBOL	COBOL Java	Java JBUILDER(開発ツール)
イ 利用DBMS	SQLServer	Oracle8	Oracle8i	〇〇〇	〇〇〇	Oracle9
ウ 第三者検証		実施			実施	
③ 保守						
パッケージのバージョンアップなどの 対応	法・制度改正(抜本的なもの 除く) 機能追加	法・制度改正 性能改善	法・制度改正 機能強化	法・制度改正(抜本的なもの 除く) 機能修正、性能向上、操 作性向上	法・制度改正	法・制度改正 機能強化
(3)受託事業者センターセキュリティ						
① 公的資格の取得状況	経産省/安全対策事業所 経産省/特定システムオペ 経産省/システムインテグレータ JIPDEC/プライバシーマーク ISO9001、9002	経産省/安全対策事業所 JIPDEC/プライバシーマーク ISO9001	経産省/安全対策事業所 経産省/特定システムオペ JIPDEC/プライバシーマーク ISO9001、14001 日本データ/個人情報マーク 総務省/安全対策登録	経産省/安全対策事業所 経産省/特定システムオペ 経産省/システムインテグレータ JIPDEC/プライバシーマーク ISO9001:	経産省/安全対策事業所 経産省/特定システムオペ 経産省/システムインテグレータ JIPDEC/プライバシーマーク ISO9001 ISO/IEC17799取組中	経産省/安全対策事業所 経産省/特定システムオペ 経産省/システムインテグレータ JIPDEC/プライバシーマーク ISO9001
② 個人情報の保護に関する特別の取 組み		データベースアクセスのID・パス ワード	JISQ15001適合コンプライア ンス・プログラム	業務規定の制定	JISQ15001適合コンプライア ンス・プログラム	JISQ15001適合コンプライア ンス・プログラム

事業者名	〇〇〇社	〇〇〇社	〇〇〇社	〇〇〇社	〇〇〇社	〇〇〇社
(4)システム運用について						
①アプリケーション運用						
ア データのバックアップ対象と頻度	サーバ機ディスク単位(日次)	差分データ(日次)	差分データ(日次) 全件データ(週次)	データ(日次ハードウェアへ) DAT(週次)	システム、データ(日次)	全件データ(日次)
イ バックアップデータの遠隔地保管	大阪(相談)		オプション	〇〇県(相談)	オプション	〇〇県内
ウ 障害時のリカバリ方法	待機系サーバにて業務継続	待機系サーバにて業務継続	待機系サーバにて業務継続	バックアップサーバにて業務継続	RAID構成のみ	待機系サーバにて業務継続
エ 成果物の配送に要する時間(所在地)	1~2時間 〇〇県〇〇市	2時間 〇〇県〇〇市	2時間 〇〇県〇〇市	3時間 〇〇県〇〇市	1.5~2時間 〇〇県〇〇市	3時間 〇〇県〇〇市
(5)ハードウェア及びネットワークについて						
①ハードウェア管理						
ア サーバのOS	Windows2000	WindowsNT	Windows2000	Windows2000	WindowsNT	Windows2000
イ 端末機器などのOS	指定なし、IE4.0以上	Windows2000	Windows2000	Windows2000	Windows2000	Windows2000
②ネットワーク管理						
ア 外部センターから庁舎までの回線及び当該回線選択の理由	デジタル専用線1.5Mbps×2	ATM専用線 6Mbps	デジタル専用線1.5Mbps デジタル専用線128Kbps	ATM専用線	デジタル専用線1.5Mbps デジタル専用線128Kbps	IP-VPN 1.5Mbps
イ トラフィック軽減策	機能ごとセグメント分け	フィルタリング	OLTP	ATMスイッチ	帯域分割、フィルタリング	メタフレーム
ウ 暗号化技術の採用	光干渉暗号BLIC	SSL/TLS方式	暗号化装置(ハード)	〇〇〇	VPN技術	3DES
(6)支援業務について						
① 研修	操作研修(導入時、人事異動時)	操作研修(導入時、人事異動時) システム管理者研修(随時) OA研修(導入時、新人)	操作研修(導入前、導入後) 管理者研修(導入前、導入後)	操作研修(導入時、人事異動時)	OP、機能操作研修(導入前後) →研修を受講した者が各担当へ指導する。	情報化・セキュリティ研修(導入決定時、導入時) 操作研修(導入時)
② 特徴的事項		業務プロセスの再構築				
(7)稼働実績						
① 稼働実績・予定	4団体稼働/4団体予定	86団体稼働	6団体(予定)	24団体稼働	19団体稼働/2団体予定	27団体稼働
② 方式	Web	C/S、メインフレーム併用	C/Sターミナルサーバ方式	C/S	c/s(予定はWeb)	c/s 予定はC/Sターミナルサーバ方式、2次でWeb
③ アウトソーシング受託	実績有り	実績有り				実績有り
(8)体制						
運用体制	SE区常駐				SE区常駐	
(9)その他						
特徴的事項	パッケージの部品化	3社共同提案、SLA	パッケージモデル団体		スケジュール変更要望	介護保険システム統合
(10)経費(6年間、単位:千円)						
① 一時的経費	62,000	264,697	196,499	645,041	361,000	0
② 経常経費	820,400	420,894	667,247	1,185,343	728,200	506,700
アプリケーションの使用形態	パッケージ使用料	パッケージ買取+保守	パッケージ使用料	パッケージ買取+保守	パッケージ買取+保守	パッケージ買取+保守
③ 合計	882,400	685,591	863,746	1,830,384	1,089,200	506,700

委託事業者選定基準による企画提案書評価

1. 総括表

評価項目	配点	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
(1) 会社概要	20	18	6	18	20	18	14
(2) 提案の主旨	25	25	21	16	13	17	25
(3) 提案システムの基本方針	20	18	10	14	16	16	12
(4) システムの品質	23	12	16	13	10	12	13
(5) アプリケーション	60	45	45	50	49	47	46
①調査・基本設計	25	20	23	22	23	21	23
②開発	28	20	20	23	19	24	21
③保守	7	5	2	5	7	2	2
(6) 受託事業者センターセキュリティ	60	38	35	43	49	39	39
(7) システム運用について	40	19	25	23	23	29	22
①プラットフォーム運用	13	3	7	7	5	8	7
②アプリケーション運用	27	16	18	16	18	21	15
(8) ハードウェア及びネットワークについて	30	28	27	23	29	27	24
①ハードウェア管理	6	5	6	6	6	6	6
②稼働環境の管理	12	12	12	6	12	10	8
③ネットワーク管理	12	11	9	11	11	11	10
(9) 支援業務について	13	11	11	8	8	6	10
①システム診断・コンサルティング	8	8	8	6	6	4	8
②教育・研修	5	3	3	2	2	2	2
(10) 導入実績	20	14	12	8	10	12	12
(11) 体制	30	17	13	10	11	17	23
①開発体制	7	2	2	2	2	5	7
②運用体制	23	15	11	8	9	12	16
(12) 経費算出等	6	0	6	6	6	0	6
(13) 総合	18	11	13	10	12	15	12
合 計	365	256	240	242	256	255	258

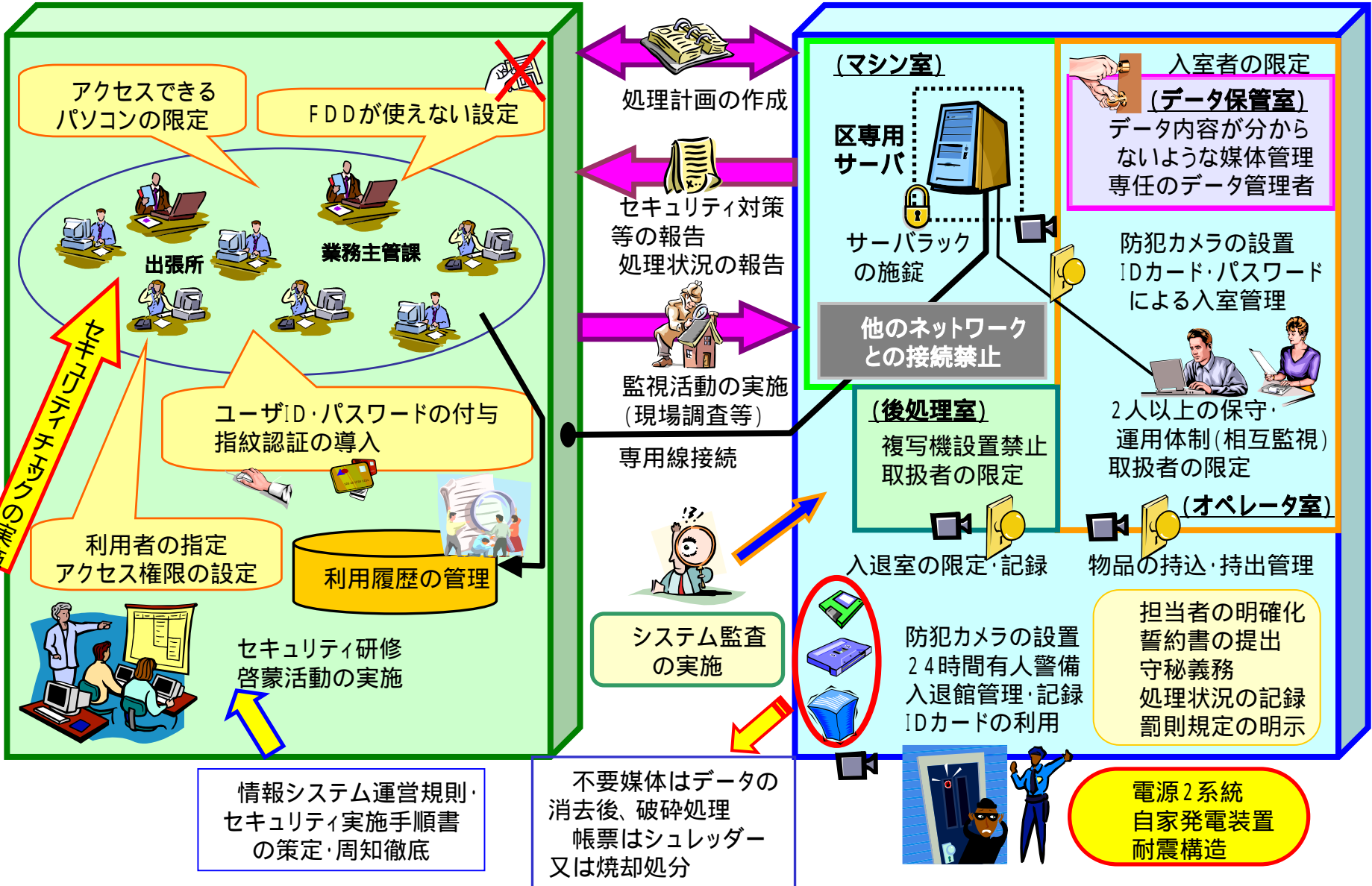
2. 総合評価

総合評価ポイント＝得点合計／6カ年総経費(単位:100万円)	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
	0.29012	0.35006	0.28017	0.13986	0.2341	0.50918

住民情報システム委託に関する個人情報保護対策

千代田区

受託事業者センター



住民情報システム運営経費

1. ホスト(旧)システム経費

単位:千円

年度	9	10	11	12	13	14	15	計
運用経費	280,708	123,682	201,348	160,695	163,191	151,297	13,724	1,094,645

(うち平成9年度から平成13年度までの合計
929,624 千円)

2. サーバ系(新)システム経費

単位:千円

年度	13	14	15	16	計
構築経費	44,869	65,590	10,450	—	120,909
運用経費	—	53,053	123,719	132,109	308,881
計	44,869	118,643	134,169	132,109	429,790

※各主管課において別途予算化していた専用帳票印刷経費についても運用経費に含む(約12,000千円/年)

3. 経費比較

ホストシステム経常経費(9~13年度平均)
185,924千円

サーバ系システム経常経費(16年度予算)
132,109千円

経常経費削減額
53,815千円

4. 情報システム課職員数(課長含む)

単位:人

年度	9	10	11	12	13	14	15	16
職員数	14	15	14	12	11	11	10	10